

令和3年11月8日
10時00分～12時00分(予定)
オンライン会議

令和3年度 第3回杉並区地域自立支援協議会 次第

1 開会

2 会長挨拶

3 報告・検討

【報告】

(1) 新型コロナウイルス感染症について

(2) 地域生活支援拠点についての進捗状況

① 進捗状況について

② 緊急時対応計画作成等委託契約について

(3) R3年度 シンポジウムについて 資料①

① 実行委員メンバー紹介

② 実行委員会の報告

(4) 保健福祉計画(「障害者計画」を含む)の改定時期について

~~~~~ 休憩(5分) ~~~~~

【検討・意見交換】

(1) 総合計画・実行計画案について 資料②

令和3年11月8日  
10時00分～12時00分(予定)  
オンライン会議

(2) コロナ禍での虐待について ～基幹相談支援センターの事例をつづじて～ 資料③

①事例紹介 (基幹)

②意見交換・質疑応答

(3) 医療的ケア児の検討部会について

#### 4 その他

・次回の日程

令和4年2月7日(月)10時～12時(オンライン予定)

#### <配布資料>

ほんしだい  
本次第

しりょう ① シンポジウム実行委員会報告

しりょう ②-1 計画の体系図

②-2 杉並区総合計画計画案

②-3 杉並区実行計画(第1次)計画案

②-4 杉並区区立施設再編整備計画(第2期)第1次実施プラン

しりょう ③ 令和2年度～3年度前期障害者虐待取り組み状況について

しりょう ④ 第2回地域自立支援協議会議事録

## 令和3年度 シンポジウム実行委員会報告

- 1 実行委員 修理委員(やどり木)、永田委員(障害者団体連合会)  
鈴木さん(すまいる高井戸)、河本さん(すまいる荻窪)、  
細田さん(すまいる高円寺)、ジグナー、永沢、池田、星野、斎藤(事務局)
- 2 第1回実行委員会(10月7日)  
第2回実行委員会(10月29日) 次回:11月19日(金)15時30分～

### 【報告】

#### ・テーマ:「私とコロナとうれしい驚き」～障害者も(の)ポジティブLiFE～

・目的と方向性:コロナ禍での生活(暮らし)の中で、困りごとだけではなく新しく始めたことなど、希望を持てる内容を発信し、広く区民に障害当事者の地域での生活(暮らし)や地域自立支援協議会について知ってもらう

・対象 :区民

・方法 :上記の動画を編集、杉並区 YouTube 公式チャンネルで配信

・内容(案): (1)障害当事者(身体・知的・精神2名ずつ参加予定)の方の座談会。

司会(すまいる高井戸・鈴木さん) ～12月中旬に撮影予定

#### (2)事例の紹介

①生活の場(GH・自宅)

②通所先

③街での外出時の様子・

④余暇(オンラインでのカラオケ等の様子)

⑤仕事関係(ワークサポートでの支援の様子等)

⇒それぞれ実行委員で分担し、ご本人や施設、関係機関に打診。撮影。

#### (3)フリップのリレー

工夫したこと、新たにチャレンジしたことをフリップに書いてもらい、次々に人が入れ替わるリレー動画 ～エンディング

・スケジュール:3月15日配信に向けて準備(1月末に動画試写データ持ち込み)

・周知方法

\* 区の広報誌:3月15日号掲載予定

\* 区HP:杉並区公式ホームページ、の一まらいふ杉並に3月1日アップ。

\* その他

【注】本協議会で配付する「総合計画」ほか各計画案の資料は、ここに示した計画案のうち、障害者施策に関わるもののみとなります。すべての計画案の全文は区公式ホームページに掲載していますので、そちらをご覧ください。

## ー皆様のご意見をお寄せくださいー

- 「杉並区総合計画」計画案
- 「杉並区実行計画（第1次）」計画案
- 「杉並区区政経営改革推進計画（第1次）」計画案
- 「杉並区協働推進計画（第1次）」計画案
- 「杉並区デジタル化推進計画（第1次）」計画案
- 「杉並区区立施設再編整備計画  
（第2期）・第1次実施プラン」計画案

令和3（2021）年10月



## ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続）

このたび、区では、「みどり豊かな 住まいのみやこ」を、区が目指す概ね 10 年後のまちの姿とする新たな基本構想を策定しました。

区は、基本構想を実現するための具体的な道筋として、令和 4 年度(2022 年度)を始期とする新たな「総合計画」など以下の計画案をまとめましたので、皆様のご意見をお寄せください。

- 「杉並区総合計画」(令和 4(2022)年度～令和 12(2030)年度)
- 「杉並区実行計画(第1次)」(令和 4(2022)年度～令和 6(2024)年度)
- 「杉並区区政経営改革推進計画(第 1 次)」(令和 4(2022)年度～令和 6(2024)年度)
- 「杉並区協働推進計画(第 1 次)」(令和 4(2022)年度～令和 6(2024)年度)
- 「杉並区デジタル化推進計画(第 1 次)」(令和 4(2022)年度～令和 6(2024)年度)
- 「杉並区区立施設再編整備計画(第 2 期)・第 1 次実施プラン」  
(令和 4(2022)年度～令和 12(2030)年度・令和 4(2022)年度～令和 6(2024)年度)

※ご意見を伺う上記6計画の計画体系図は次ページのとおりです。

各閲覧場所に備え付けの意見提出用紙で、ご意見をお寄せください。また、区ホームページから、意見を書き込むこともできます。

ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所(在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地)、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書きください(お名前・ご住所等の公表はいたしません)。

お寄せいただいたご意見は、各計画の策定に生かすとともに、ご意見の概要とご意見に対する区の考えについては、後日、広報すぎなみ、区ホームページ等で公表予定です。

- |               |                                                                                                                                                   |            |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <b>【閲覧場所】</b> | <ul style="list-style-type: none"><li>○企画課（区役所東棟 4 階）</li><li>○情報政策課（区役所東棟 7 階）</li><li>○区政資料室（区役所西棟 2 階）</li><li>○各区民事務所</li><li>○各図書館</li></ul> | でご覧いただけます。 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|

◎ 意見提出期間 令和 3 年 1 0 月 2 9 日（金）～ 1 2 月 3 日（金）

◎ 意見提出先 各閲覧場所へ直接提出いただくか、下記宛先へ郵送、ファクス、又はEメールで送付してください。

【郵 送】 〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区政策経営部企画課 宛

【ファクス】 03-3312-9912

【Eメール】 [kikaku-k@city.suginami.lg.jp](mailto:kikaku-k@city.suginami.lg.jp)

◎ 区ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

◎ 問合せ先

「総合計画」「実行計画」「区政経営改革推進計画」「協働推進計画」に関すること

→ 企画課 TEL 03(3312)2111(代表) 内線1414～1418

「デジタル化推進計画」に関すること

→ 情報政策課 TEL 03(3312)2111(代表) 内線1747

「区立施設再編整備計画」に関すること

→ 施設再編・整備担当 TEL 03(3312)2111(代表) 内線1482・1483

## 【意見提出用紙】 ご意見をお寄せください

「杉並区総合計画」計画案  
「杉並区実行計画（第1次）」計画案  
「杉並区区政経営改革推進計画（第1次）」計画案  
「杉並区協働推進計画（第1次）」計画案  
「杉並区デジタル化推進計画（第1次）」計画案  
「杉並区区立施設再編整備計画（第2期）・第1次実施プラン」計画案

【提出期限】 **令和3年12月3日（金）必着**

【提出方法】 各閲覧場所に直接提出するか、下記宛先に郵送、ファクス又はEメールで送付してください。

【郵 送】 〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区 政策経営部企画課 宛

【ファクス】 03-3312-9912

【Eメール】 [kikaku-k@city.suginami.lg.jp](mailto:kikaku-k@city.suginami.lg.jp)

- ご意見は、別紙(様式自由)を添付していただいても結構です。
- いただいたご意見と、ご意見に対する区の考え方は、広報すぎなみ、ホームページ等で後日公表します。

\*\*\*\*\*

\* 印の欄は、必ず記入してください（※お名前・ご住所を公表することはありません）。

\* 【お名前】

\* 【ご住所】（区外にお住まいの方で、在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地、事業者の方は事業所の名称と所在地・代表者の氏名も記入してください。）

〒

※ どの計画案に対するご意見かをチェックしてください。

杉並区総合計画

杉並区実行計画

杉並区区政経営改革推進計画

杉並区協働推進計画

杉並区デジタル化推進計画

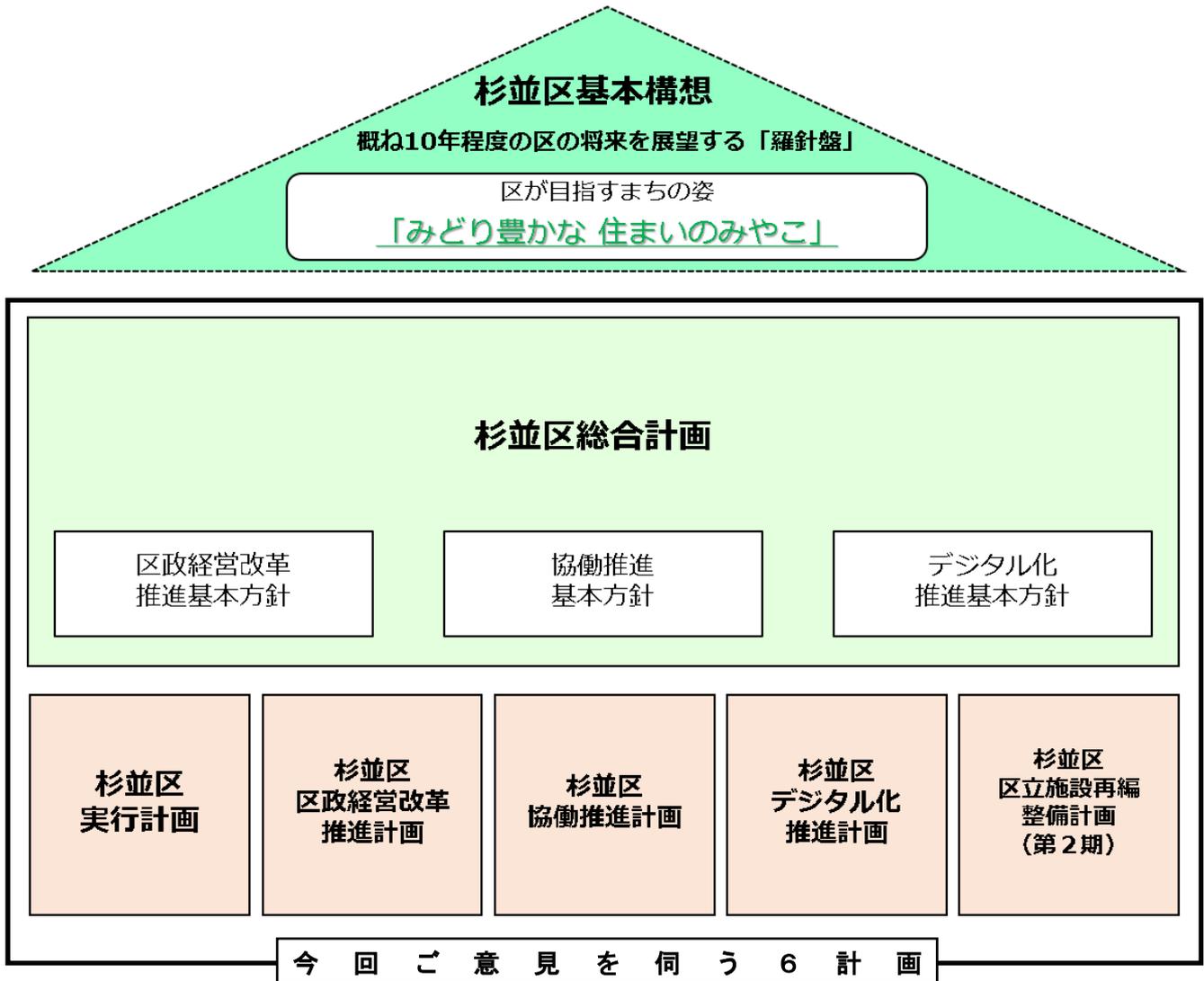
杉並区区立施設再編整備計画

【ご意見欄】

【裏面にも記載できます。】

【ご意見欄】

## 【計画の体系図】



### ○杉並区総合計画

- ・新たな基本構想で掲げる区が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋について、長期的な視点に立って示す計画です。
- ・8つの分野ごとの将来像を具体化するための29の施策を定めています。
- ・29の施策展開を支える基盤となる「区政経営改革」「協働」「デジタル化」の推進を図るための基本方針を示しています。

### ○杉並区実行計画

- ・総合計画の各施策に掲げる目標を達成するために、特に計画的に実施していく必要がある取組・事業を具体的に明らかにした、財政上の裏付けを有する計画です。
- ・計画事業については、各年度の事業量と実施時期を明らかにします。

### ○杉並区区政経営改革推進計画、協働推進計画、デジタル化推進計画

- ・総合計画に掲げる区政経営改革、協働、デジタル化の各基本方針に基づく取組を進めていくための具体的な計画です。

### ○杉並区区立施設再編整備計画（第2期）

- ・区政経営改革推進基本方針に基づき、今後、次々と更新時期を迎える区立施設の再編整備や長寿命化を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

## 計 画 案 目 次

**資料 1** 「杉並区総合計画」

【計画期間：令和 4（2022）年度～令和 12（2030）年度】

**資料 2** 「杉並区実行計画（第 1 次）」

【計画期間：令和 4（2022）年度～令和 6（2024）年度】

**資料 3** 「杉並区区政経営改革推進計画（第 1 次）」

【計画期間：令和 4（2022）年度～令和 6（2024）年度】

**資料 4** 「杉並区協働推進計画（第 1 次）」

【計画期間：令和 4（2022）年度～令和 6（2024）年度】

**資料 5** 「杉並区デジタル化推進計画」（第 1 次）

【計画期間：令和 4（2022）年度～令和 6（2024）年度】

**資料 6** 「杉並区区立施設再編整備計画（第 2 期）・

第 1 次実施プラン」

【計画期間：令和 4（2022）年度～令和 12（2030）年度・  
令和 4（2022）年度～令和 6（2024）年度】

## 杉並区総合計画

令和4（2022）年度～令和12（2030）年度

### 計 画 案

#### （障害者関係抜粋）

##### 【説明事項】

○本資料は、計画総論のうち特に重要なページ及び障害者関係施策に関わるページについてのみ抽出して掲載しています。

※計画案の全文は区公式ホームページに掲載しているので、ご参照ください。

○計画の体系図については、障害者（障害児）を対象としたものには、分かるように補記及び囲いをつけています。

# 新たな「総合計画」等策定の基本的考え方

## ○計画の目的

デジタルテクノロジーの急速な進展や、本格的な超高齢社会の到来など、区政を取り巻く社会経済環境は、かつてない大きな変化の波に直面しています。

こうした状況の中、区では、平成24年（2012年）に策定した基本構想が令和3年度（2021年度）をもって終期を迎えることから、区が目指すまちの姿を「みどり豊かな 住まいのみやこ」とした新たな基本構想を、区議会の議決を経て策定いたしました。

区は、新たな基本構想の実現を目指すための具体的な道筋として、令和4年度（2022年度）を始期とする新たな総合計画等を策定し、時代の変化に対応した区政を推進していきます。

### 【杉並区基本構想が掲げる目指すまちの姿と分野ごとの将来像】

概ね10年程度を展望した杉並区が目指すまちの姿

## 「みどり豊かな 住まいのみやこ」

### 分野ごとの将来像

防災・防犯

みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち

まちづくり  
地域産業

多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

環境・みどり

気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を  
将来につなぐまち

健康・医療

「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることが  
できるまち

福祉・地域共生

すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

子ども

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

学 び

共に認め合い、みんなでつくる学びのまち

文化・スポーツ

文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

## OSDGsと区の実組について

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、令和12年(2030年)に向けた国際目標である「SDGs」(持続可能な開発のための2030アジェンダ)が、採択されました。

区は、これまでSDGsの考え方と軌を一にした取組を幅広く進めてきたところですが、今回策定する計画においては、計画期間も重なることから、区の実組とSDGsとの対応関係を明示し、世界規模の課題と地域の課題が連なっていることを区民と共有したうえで、各計画事業を推進していきます。

### 【SDGsに掲げる17のゴール】



■目標1  
貧困をなくそう



■目標10  
人や国の不平等をなくそう



■目標2  
飢餓をゼロに



■目標11  
住み続けられるまちづくりを



■目標3  
すべての人に健康と福祉を



■目標12  
つくる責任 つかう責任



■目標4  
質の高い教育をみんなに



■目標13  
気候変動に具体的な対策を



■目標5  
ジェンダー平等を実現しよう



■目標14  
海の豊かさを守ろう



■目標6  
安全な水とトイレを世界中に



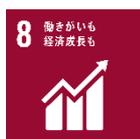
■目標15  
陸の豊かさを守ろう



■目標7  
エネルギーをみんなに  
そしてクリーンに



■目標16  
平和と公正をすべての人に



■目標8  
働きがいも 経済成長も



■目標17  
パートナーシップで目標を  
達成しよう



■目標9  
産業と技術革新の基盤を  
つくろう

# 分野別 施策・事業体系

## 防災・防犯

みんなで作る、災害に強く、犯罪を生まないまち

### 1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

- 耐震化の促進
- 木造住宅密集地域等の解消に向けた不燃化促進
- 橋梁の長寿命化と補強・改良
- 総合的な水害対策の推進
- 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進
- 無電柱化の推進
- 都市計画道路の整備
- 地域の核となる公園の整備

### 2 地域の防災対応力の強化

- 災害時拠点施設の機能拡充
- 備蓄物資の充実
- 発災時に備えた体制づくりと自治体間連携の推進
- ICT活用による災害情報の収集・発信
- 災害時要配慮者支援の推進
- 災害時医療体制の充実

### 3 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり

- 防犯力が高いまちづくり
- 地域防犯対策の推進
- 消費者被害防止対策の推進
- 街路灯の整備

## まちづくり 地域産業

多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

### 4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

- 荻窪駅周辺都市再生事業の推進
- 駅周辺まちづくりの推進
- 地区計画等によるまちづくりの推進
- まちづくり活動の支援

### 5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

- まちづくり施策の総合的推進
- 鉄道連続立体交差化の推進
- 都市計画道路の整備
- 生活道路等の整備
- 都市基盤情報の整備

### 6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

- 次世代型交通まちづくりの推進
- 自転車安全利用の推進
- 自転車等放置防止対策の推進
- 交通安全施設の整備
- 街路灯の整備

### 7 暮らしやすい住環境の形成

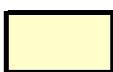
- 良好な景観づくりの推進
- ユニバーサルデザインのまちづくり推進
- 住宅確保要配慮者の居住支援の充実
- 公営住宅の運営
- 総合的な空家等対策の推進
- 安心・快適に暮らせる生活環境の確保

### 8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

- 中小企業の経営と創業の支援の充実
- 就労支援と多様な働き方の推進
- 地域に根ざした商店街の活性化促進
- 魅力的な観光情報発信の推進
- アニメを活用した誘客促進
- 都市農業の支援と保全

- 施策数 29施策
- 計画事業 128事業
- 重点計画事業 61事業

#### 【凡 例】



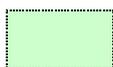
施策



計画事業



重点計画事業



再掲計画事業(他分野の目標達成に寄与する計画事業)

環境  
みどり

気候危機に立ち向かい、みどりあふれる  
良好な環境を将来につなぐまち

9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

- 創エネルギー事業の推進
- 省エネルギー対策の推進
- 環境学習の充実
- 区施設の省エネ・環境対策の推進
- 総合的な水害対策の推進
- 街路灯の整備
- みどりを守る
- みどりを創る

10 快適で暮らしやすい資源循環型社会の実現

- ごみの排出抑制の推進
- 限りある資源の有効活用の促進
- 安心・快適に暮らせる生活環境の確保
- ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保

11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

- みどりを守る
- みどりを創る
- みどりを育てる
- みどりの質を高める
- 水辺環境の再生・創出
- (仮称) 狹外荘公園の整備
- 地域の核となる公園の整備
- 身近な公園の整備
- 誰もが利用しやすい公園改修

健康・医療

「人生100年時代」を自分らしく健やかに  
生きることができるまち

12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

- 区民と進める健康づくりの推進
- 生活習慣病予防対策の推進
- がん対策の推進
- 心の健康づくりの推進
- スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実

13 地域医療体制の充実

- 救急医療体制の充実
- 災害時医療体制の充実
- 在宅医療体制の充実
- 感染症対策の推進
- 障害者の地域医療体制の整備

障害者

福祉  
地域共生

すべての人が認め合い、支え・支えられ  
ながら共生するまち

14 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

- 地域の支え合い仕組みづくりの推進
- 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化
- 障害者の地域生活支援体制の推進・強化 障害者
- 生活困窮者等への自立支援体制の充実
- 男女共同参画の推進
- 動物と共生できる地域社会づくり

15 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

- 認知症施策の推進
- 地域の見守り体制の充実
- 家族介護者支援の充実
- 高齢者いきがい活動の充実
- 介護サービス基盤の整備
- 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化
- 在宅医療体制の充実

16 障害者の社会参加と地域生活の支援

- 重度障害者の通所施設整備と住まいの確保 障害者
- 障害者の就労支援の推進・拡充 障害者
- 障害者の社会参加支援の推進 障害者
- 高齢の障害者への支援の充実 障害者
- 障害の理解促進と差別解消の推進 障害者
- 障害者の地域生活支援体制の推進・強化 障害者(施策14の再掲)
- 障害者の地域医療体制の整備 障害者(施策13の再掲)
- 障害者スポーツの推進 障害者(施策29の再掲)

子ども

すべての子どもが、自分らしく生きていく  
ことができるまち

17 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

- 区立児童相談所の設置準備
- 子ども家庭支援センターの整備・機能強化
- ひとり親家庭支援の充実
- 子どもの貧困対策の推進

18 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

- 放課後等居場所事業の実施・充実
- 中・高校生の新たな居場所づくりの推進
- 次世代育成基金の活用推進
- 学童クラブの整備・充実

19 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

- 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
- 地域における子育て支援体制の充実
- 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進

20 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実

- 保育施設等の整備・充実
- 保育の質の向上
- 多様なニーズに対応した保育サービスの推進
- 学童クラブの整備・充実
- 放課後等居場所事業の実施・充実
- 就学前教育の充実

21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

- 未就学児の療育体制の充実 障害児
- 学齢期の障害児支援の充実 障害児
- 地域における医療的ケア児の支援体制の整備 障害児

**学び** 共に認め合い、みんなで作る学びのまち

**22 学び続ける力を育む学校教育の推進**

- 学び続ける力の育成
- ICTを活用した教育の推進
- 就学前教育の充実
- 教員の働き方改革の推進
- 部活動の充実
- 地域と共にある学校づくりの充実

**23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進**

- 特別支援教育の充実
- 教育相談体制の充実
- 特別な支援を必要とする子どもを支える教育環境の整備

**24 身近に活用できる教育環境の整備・充実**

- 学校施設の有効活用の推進
- 新しい学校づくりの推進
- 区立小中学校の増改築
- 区立小中学校の長寿命化改修
- ICTを活用した図書館サービスの充実
- 図書館の整備

**25 生涯にわたる学びの支援**

- 社会教育士の育成・活用
- 出前型・ネットワーク型の学習機会の充実
- 地域と学校の協働活動の充実
- 歴史・文化に親しむ機会の充実

**26 多様な地域活動への支援**

- 地域活動団体への支援
- 地域活動を担う人材の育成・支援
- 地域活動拠点の整備

**文化スポーツ** 文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

**27 多様な文化・芸術の振興と多文化交流の推進**

- 文化・芸術活動の創造と発信
- 文化・芸術活動の支援
- 国際・国内交流の推進
- 平和事業の推進

**28 次世代への歴史・文化の継承**

- 歴史・文化に親しむ機会の充実
- 区の歴史・文化情報の発信
- (仮称) 荻外荘公園の整備

**29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり**

- スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実
- 障害者スポーツの推進
- 体育施設の整備・充実

【注】「障害者スポーツの推進」は施策16に再掲している事業ですが、本資料では計画案の掲載は割愛いたします。

### 施策13 地域医療体制の充実

救急医療体制のさらなる充実を図るため、小児急病診療を含めた医科・歯科の救急医療の確保に取り組みます。また、災害発生時には緊急医療救護所<sup>※1</sup>の迅速な設置・円滑な運営を行うとともに、感染症などのリスクにも対応できるよう、医療機関との連携・診療検査体制の強化や、感染症予防対策の推進により、非常時にも必要な医療が安心して受けられる環境づくりを進めます。高齢者等の在宅医療体制については、医療が必要となっても、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、医療・介護に携わる関係機関の連携強化を推進するとともに、区民等に在宅での療養やACP(アドバンス・ケア・プランニング)<sup>※2</sup>等について理解を深める取組を進めます。障害者の地域医療体制については、専門医療から身近な地域医療への移行支援や関係機関の連携強化により、在宅医療体制の強化を進めます。

#### 施策の現状と課題

- 小児急病診療を含めた医科・歯科の救急医療の確保などにより、救急医療体制の充実を図っていく必要があります。
- 災害時の医療体制については、医療機関との連携・強化と併せて、ICTの活用を含めた通信体制の拡充に取り組む必要があります。
- 高齢者等の在宅医療体制については、高齢者等が住み慣れた地域で、最期まで自分らしく暮らし続けられる仕組みづくりや、看取りやACP(アドバンス・ケア・プランニング)を含めた在宅療養の普及啓発を進めていく必要があります。
- 感染症対策については、防疫体制の見直し、医療機関とのさらなる連携や診療検査体制の強化、感染症予防対策の迅速な情報発信や啓発活動が必要です。
- 障害者の地域医療体制の整備については、在宅への移行に向けた支援や、かかりつけ医が対応しやすい体制整備に向けて取り組んでいく必要があります。

#### 計画最終年度の目標

- 休日等の医療や相談の体制が充実し、区民の救急医療体制に対する安心感が増えています。
- 医療機関等関係機関の連携・協力により、災害時における緊急的な医療体制が確保されています。
- 高齢者等が住み慣れた地域で、最期まで自分らしく安心して暮らし続けられる環境が整っています。
- 感染症に対する防疫体制が強化され、区民の感染症に対する予防知識が向上しています。
- 在宅訪問診療所と地域基幹病院が連携し、障害者が身近な地域で診療が受けられる体制が確保されています。

#### 目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

| 指標名                            | 指標の説明  |
|--------------------------------|--------|
| 救急医療体制に安心感を持つ区民の割合             | 区民意向調査 |
| 在宅医療相談調整窓口 <sup>※3</sup> の相談件数 |        |
| かかりつけ医療機関がある区民の割合              | 区民意向調査 |



## 施策指標(成果指標)の現状と目標値

| 指標名                | 現状値           | 目標値           |               |                | 単位 |
|--------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----|
|                    |               | 6年度<br>(2024) | 9年度<br>(2027) | 12年度<br>(2030) |    |
| 救急医療体制に安心感を持つ区民の割合 | 71.6<br>(2年度) | 75.0          | 78.0          | 80.0           | %  |
| 在宅医療相談調整窓口の相談件数    | 346<br>(2年度)  | 500           | 600           | 700            | 件  |
| かかりつけ医療機関がある区民の割合  | 60.0<br>(2年度) | 62.0          | 64.0          | 65.0           | %  |

## 施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

### 1 救急医療体制の充実

### 2 災害時医療体制の充実

重点

### 3 在宅医療体制の充実

重点

### 4 感染症対策の推進

重点

### 5 障害者の地域医療体制の整備

※1 緊急医療救護所:区市町村が災害発生の超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ(傷の程度を判定し、治療や搬送の優先順位を決めること)、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う施設

※2 ACP(アドバンス・ケア・プランニング):万が一に備えて、将来の医療やケアについて、患者本人が家族や近しい人、医療・ケアチームとともに、事前に繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援するプロセス

※3 在宅医療相談調整窓口:在宅医療をサポートするため、医療・福祉の専門職の相談員が、区民や医療・介護・福祉の関係者から在宅医療に関する様々な相談に応じる窓口

**施策14 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり**

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちの実現に向け、高齢者分野においては、地域包括支援センター(ケア24)<sup>※1</sup>に配置された地域包括ケア推進員<sup>※2</sup>が地域の協力を得ながら、地域包括ケアシステム<sup>※3</sup>の推進に取り組みます。障害者分野では、障害者地域相談支援センター(すまいる)<sup>※4</sup>を中心に、介護者が急な疾病等で不在になった場合などの緊急時に備え「緊急時対応計画<sup>※5</sup>」の作成等の取組を推進します。また、制度や分野に捉われない身近な生活課題の受け皿として、「地域支え合いの仕組みづくり事業<sup>※6</sup>」を実施し、地域福祉コーディネーター<sup>※7</sup>を配置するなど、様々な課題の解決に向けた取組を強化していきます。さらに、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮等の多様な相談支援の仕組みや、男女共同参画社会の実現に向けた取組、人と動物が共に暮らせる地域社会づくりの取組等を生かしながら、地域の関係機関との連携のもと、地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくりを進めていきます。

**施策の現状と課題**

- 「地域支え合いの仕組みづくり事業」では、身近な地域生活課題の相談等が寄せられており、関係機関や住民同士で課題解決に取り組む支援が求められています。
- 高齢者が安心して地域で住み続けられるよう、ケア24の機能強化を図りながら地域や関係機関と連携し、在宅生活を支える地域づくりを推進していく必要があります。
- 重度化・高齢化した障害者が、介護者が不在となった緊急時でも地域で安心して暮らし続けられるような体制を、地域の関係者の連携で、さらに整えていく必要があります。
- 生活困窮者への支援は、生活や住まい・就労の支援だけでなく、相談者の多様な課題を解決に導くための中間的就労や参加する場等を含む包括的な支援が求められています。

**計画最終年度の目標**

- 地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ<sup>※8</sup>の実施や分野を問わない相談支援が充実し、身近な地域で気軽に相談ができる環境が整っています。
- 地域包括ケアシステムや地域で共通する課題を理解し話し合う場が充実し、住民同士が支え合い、地域生活課題を解決する取組が進んでいます。
- 地域の関係者の連携などにより、障害者等に対する緊急時に備えた支援が充実し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる体制が整っています。

**目標に向けた施策指標(成果指標)の設定**

| 指標名                                                   | 指標の説明                                                               |
|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 地域支え合いの仕組みづくり事業活動件数                                   | 地域福祉コーディネーターが相談を受け、課題解決に向けて、当事者との関係づくりや関係機関との連絡調整、支援の連携等にかかるすべての行動数 |
| 地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っていると思う区民の割合 | 区民意向調査                                                              |
| 障害者緊急時対応計画の作成が必要な障害者への計画作成率                           |                                                                     |



## 施策指標(成果指標)の現状と目標値

| 指標名                                                           | 現状値          | 目標値           |               |                | 単位 |
|---------------------------------------------------------------|--------------|---------------|---------------|----------------|----|
|                                                               |              | 6年度<br>(2024) | 9年度<br>(2027) | 12年度<br>(2030) |    |
| 地域支え合いの仕組みづくり事業活動件数                                           | 478<br>(2年度) | 1,500         | 2,000         | 2,500          | 件  |
| 地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、<br>高齢になっても安心して暮らせる体制が整っ<br>ていると思う区民の割合 | —            | 50.0          | 60.0          | 70.0           | %  |
| 障害者緊急時対応計画の作成が必要な障害者<br>への計画作成率                               | —            | 37.9          | 69.0          | 100            | %  |

## 施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 地域の支え合い仕組みづくりの推進

重点

2 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化

重点

3 障害者の地域生活支援体制の推進・強化

重点

4 生活困窮者等への自立支援体制の充実

5 男女共同参画の推進

6 動物と共生できる地域社会づくり

- ※1 地域包括支援センター(ケア24):保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が配置され、高齢者の保健・福祉・医療の向上、権利擁護等の支援をする総合的な相談窓口
- ※2 地域包括ケア推進員:地域包括支援センターの中で、認知症対策や医療と介護の連携、生活支援の体制整備等の取組を中心的に進める役割の者
- ※3 地域包括ケアシステム:高齢者等が尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制
- ※4 障害者地域相談支援センター(すまいる):地域での相談の場として、区内3か所(荻窪・高円寺・高井戸)に設置している、社会福祉士などの専門職員が障害者(児)の生活全般の相談に応じる相談支援機関
- ※5 緊急時対応計画:介護者が疾病や死亡等の理由で不在となった場合など、本人の介護を適切に行うことができない場合を「緊急時」とし、緊急時の対応が必要な方に対し、具体的な対応について事前に確認し個別に作成する計画
- ※6 地域支え合いの仕組みづくり事業:地域住民等が地域生活課題を把握し、解決を図る試みができるよう、地域における住民主体の支え合いの仕組みづくりを推進する事業
- ※7 地域福祉コーディネーター:地域生活課題を発見し、地域住民等や関係機関と協力しながら、地域における支え合いの仕組みづくりやネットワークづくりをする福祉の専門職
- ※8 アウトリーチ:支援が必要であるにもかかわらず、届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報、支援を届けること

**施策16 障害者の社会参加と地域生活の支援**

障害者が自らの意思で選択や決定をしながら、充実した地域生活を続けられるよう、日中活動の場の整備を推進するとともに、個々の能力や個性に応じた就労支援の充実や様々な活動に参加しやすいよう支援することで、障害者の社会参加を促進し、地域で活躍できる環境を整えていきます。また、高齢になった障害者に個々の適性や状況に合わせたサービスが提供できるよう、高齢、障害分野の更なる連携により、高齢の障害者に対する地域生活の支援の充実を図ります。

**施策の現状と課題**

- 障害の重度化や加齢に伴い身体機能が低下しても、身近な地域で充実した生活が続けられるよう、利用者のニーズを踏まえた通所施設整備やグループホーム<sup>※1</sup>をはじめとした住まいの確保を推進していく必要があります。
- 一人ひとりの能力や個性に合わせた様々な就労形態の確保及び継続的支援による就労・雇用定着の更なる充実が求められています。
- 障害者が地域の様々な活動に積極的に参加できるよう、外出支援の充実、余暇活動などの場の提供、スポーツ活動への参加促進などに取り組んでいく必要があります。
- 障害者が地域の一員として力を発揮できる共生社会の実現に向け、より一層の障害の理解促進や差別解消の取組が重要です。

**計画最終年度の目標**

- 障害者が身近な地域でいきいきと日々の活動と暮らしができる場が整備されています。
- 個々の能力や個性に応じた支援により就労している障害者が着実に増えています。また、障害者が安定して就労を継続できるように様々な就労・雇用継続支援が充実しています。
- 外出支援の取組や余暇活動などの場が充実し、障害者がスポーツ活動など様々な活動に参加する機会が増え、地域で活躍し、充実した生活が送れる環境が整っています。
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者が地域の一員として力を発揮し、地域で支え、支えられながら暮らしています。

**目標に向けた施策指標(成果指標)の設定**

| 指標名                           | 指標の説明                         |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 重度障害者通所施設利用者数                 |                               |
| 就労1年後の定着率                     | 民間作業所および障害者雇用支援事業団から就労した人の定着率 |
| 移動支援事業 <sup>※2</sup> 利用率      | 年間利用者実人数÷年度末移動支援登録者数          |
| 街で障害者が困っているときに声をかけたことのある区民の割合 | 区民意向調査                        |



### 施策指標(成果指標)の現状と目標値

| 指標名                           | 現状値            | 目標値           |               |                | 単位 |
|-------------------------------|----------------|---------------|---------------|----------------|----|
|                               |                | 6年度<br>(2024) | 9年度<br>(2027) | 12年度<br>(2030) |    |
| 重度障害者通所施設利用者数                 | 200<br>(2年度)   | 256           | 286           | 307            | 人  |
| 就労1年後の定着率                     | 96.3<br>(2年度)  | 96.4          | 97.2          | 98.0           | %  |
| 移動支援事業利用率                     | 70.1※<br>(2年度) | 84.0          | 87.0          | 90.0           | %  |
| 街で障害者が困っているときに声をかけたことのある区民の割合 | -              | 48.0          | 54.0          | 60.0           | %  |

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています。

### 施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

- 1 重度障害者の通所施設整備と住まいの確保 重点
- 2 障害者の就労支援の推進・拡充 重点
- 3 障害者の社会参加支援の推進 重点
- 4 高齢の障害者への支援の充実
- 5 障害の理解促進と差別解消の推進
- 6 障害者の地域生活支援体制の推進・強化 再掲事業
- 7 障害者の地域医療体制の整備 再掲事業
- 8 障害者スポーツの推進 再掲事業

※1 グループホーム: 障害者が食事、排泄、入浴等の援助を受けながら、共同生活を営む住まい

※2 移動支援事業: 屋外での移動に困難がある障害者(児)に対し、外出時に付き添いのガイドヘルパーを派遣することで、障害者の余暇・社会活動への参加を支援する事業

**施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備**

障害の種別や程度にかかわらず、身近な地域で安心して生活できるよう、療育体制の充実を図るとともに、重症心身障害児に対応した放課後等デイサービス事業<sup>※1</sup>など学齢期の障害児支援の充実を図ります。また、医療的技術の進歩等を背景に地域で暮らす医療的ケア児<sup>※2</sup>が増加していることから、ライフステージに応じて必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児の支援体制を整備していきます。

**施策の現状と課題**

- 未就学児の児童発達支援について、区内事業所の空き不足により療育機関の利用待機者が見込まれることから、民間事業所と連携を図り、受け入れ体制を確保する必要があります。
- 学齢期の発達障害児への支援について、幼児期から就学後の低学年期までの子どもの発達を教育分野と連携して切れ目なく支援していく必要があります。
- 医療的ケア児が健やかに成長できるよう、心身の状況やライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。
- 医療的ケア児を支援する関係機関が連携し必要な支援を行うとともに、関係機関及び当事者団体等が医療的ケア児の支援に関する情報を共有し、個々の医療的ケア児の特性に配慮し総合的に対応できる体制が求められています。

**計画最終年度の目標**

- 障害児が、乳幼児期から学校を卒業(18歳まで)するまで切れ目のない支援(療育等)を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。
- 就学前から学齢期までのライフステージに応じて、医療的ケア児に対する支援が切れ目なく適切に行える環境が整っています。

**目標に向けた施策指標(成果指標)の設定**

| 指標名                         | 指標の説明          |
|-----------------------------|----------------|
| 療育が必要な未就学児の区内事業所通所率         | 区内事業所通所者数÷通所者数 |
| 保育所等への訪問支援 <sup>※3</sup> 件数 |                |
| 重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数 |                |



## 施策指標(成果指標)の現状と目標値

| 指標名                         | 現状値           | 目標値           |               |                | 単位 |
|-----------------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----|
|                             |               | 6年度<br>(2024) | 9年度<br>(2027) | 12年度<br>(2030) |    |
| 療育が必要な未就学児の区内事業所通所率         | 92.3<br>(2年度) | 100           | 100           | 100            | %  |
| 保育所等への訪問支援件数                | 300<br>(2年度)  | 350           | 400           | 450            | 件  |
| 重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数 | 23<br>(2年度)   | 55            | 70            | 85             | 人  |

## 施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 未就学児の療育体制の充実

重点

2 学齢期の障害児支援の充実

3 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

重点

※1 放課後等デイサービス事業:学校教育法に定める学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業

※2 医療的ケア児:日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生を含む)

※3 保育所等への訪問支援:療育機関の職員が、療育機関を利用している児童が在籍する保育所や幼稚園等の施設を訪問し、対象児童が集団生活に適応できるよう専門的な支援や施設職員へ助言等を実施する事業

資料 2

## 杉並区実行計画（第1次）

令和4（2022）年度～令和6（2024）年度

### 計 画 案

#### （障害者関係抜粋）

##### 【説明事項】

○本資料は、障害者施策を含む関係施策及び障害者関係の計画事業に関わるページについてのみ抽出して掲載しています。

※計画案の全文は区公式ホームページに掲載しているので、ご参照ください。

○上記対象の施策を構成する計画事業についてはすべて掲載し、障害者（障害児）を対象とした計画事業については、分かるように補記及び囲いをつけています

**施策13 地域医療体制の充実**

**1 救急医療体制の充実**

休日等の病院・診療所の休診日等に対応するため、医科・歯科の急病診療運営や医療機関案内・相談サービスにより救急医療体制を確保するとともに、小児急病診療については、診療体制の充実について検討します。また、緊急時に備え、迅速・正確に応急手当を行える救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)<sup>※1</sup>の養成や、応急手当の普及・啓発活動を通じて初期救急対応力の向上を図ります。

|     | 3(2021)年度末(見込)                                | 4(2022)年度                                     | 5(2023)年度                                     | 6(2024)年度                                     | 3か年計                                            |
|-----|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 事業量 | 急病医療情報センターの運営                                 | 急病医療情報センターの運営                                 | 急病医療情報センターの運営                                 | 急病医療情報センターの運営                                 | 急病医療情報センターの運営                                   |
|     | 小児急病診療体制の確保                                   | 小児急病診療体制の充実<br>検討                             | 小児急病診療体制の充実<br>検討                             | 小児急病診療体制の充実<br>検討                             | 小児急病診療体制の充実<br>検討                               |
|     | 急病診療の実施<br>休日等夜間急病診療<br>歯科休日急病診療<br>休日等夜間調剤事業 | 急病診療の運営<br>休日等夜間急病診療<br>歯科休日急病診療<br>休日等夜間調剤事業 | 急病診療の運営<br>休日等夜間急病診療<br>歯科休日急病診療<br>休日等夜間調剤事業 | 急病診療の運営<br>休日等夜間急病診療<br>歯科休日急病診療<br>休日等夜間調剤事業 | 急病診療事業の運営<br>休日等夜間急病診療<br>歯科休日急病診療<br>休日等夜間調剤事業 |
|     | 救急協力員の養成<br>新規450名                            | 救急協力員の養成<br>新規450名                            | 救急協力員の養成<br>新規450名                            | 救急協力員の養成<br>新規450名                            | 救急協力員の養成<br>新規1,350名                            |

※1 救急協力員(すぎなみ区民レスキュー):地域の初期救急対応力の向上を図るため、東京消防庁が認定した普通救命講習などの認定証を取得した方で、区の救命救急制度に関する講義を受講し、区に登録された区民

**2 災害時医療体制の充実**

**【重点】**

災害発生時に災害拠点病院<sup>※1</sup>等に開設する緊急医療救護所が円滑に運営されるよう、医薬品等の整備や医療救護訓練等を通して、関係医療機関との協力体制を維持発展していきます。併せて、災害時要配慮者等(人工呼吸器使用患者、人工透析患者、酸素療法患者等)に対する必要な支援体制の整備に向けて、関係機関と検討を進めます。また、災害発生時における、ICTを活用した新たな災害医療体制の仕組みづくりについて検討していきます。

|     | 3(2021)年度末(見込)                 | 4(2022)年度                      | 5(2023)年度                      | 6(2024)年度                      | 3か年計                           |
|-----|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 事業量 | 緊急医療救護所(11所)備蓄品の整備等            | 緊急医療救護所(11所)備蓄品の整備等            | 緊急医療救護所(11所)備蓄品の整備等            | 緊急医療救護所(11所)備蓄品の整備等            | 緊急医療救護所(11所)備蓄品の整備等            |
|     | 災害拠点病院等と連携した医療救護訓練実施           | 災害拠点病院等と連携した医療救護訓練実施           | 災害拠点病院等と連携した医療救護訓練実施           | 災害拠点病院等と連携した医療救護訓練実施           | 災害拠点病院等と連携した医療救護訓練実施           |
|     | 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実<br>検討 | 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実<br>検討 | 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実<br>検討 | 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実<br>検討 | 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実<br>検討 |
|     | ICTを活用した災害時の医療体制整備<br>検討       | ICTを活用した災害時の医療体制整備<br>検討       | ICTを活用した災害時の医療体制整備<br>検討       | ICTを活用した災害時の医療体制整備<br>検討       | ICTを活用した災害時の医療体制整備<br>検討       |

※1 災害拠点病院:災害発生時に主に重症者の治療・収容を行う病院(基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院)

## 健康・医療

「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

### 3 在宅医療体制の充実

【重点】

高齢者等が安心して在宅医療を受けられるよう、「在宅医療推進連絡協議会<sup>※1</sup>」を通じて、医療・介護に携わる関係機関の連携強化を推進するとともに、医療・福祉の専門職による相談の充実を図ります。また、医療が必要となっても住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、在宅医療・相談に係る多職種の職員を対象とした研修や、区民・事業者に対する講演会を開催するなど、在宅での療養や、看取り・ACP(アドバンス・ケア・プランニング)等について理解を深める取組を進めます。さらに、医療・介護関係者が在宅療養者の情報を共有し、効率的に連携するためのICTシステムを活用した多職種連携ネットワーク<sup>※2</sup>の運営を支援します。併せて、ICTを活用した医療情報・介護サービスの提供について、今後の国の動向も踏まえ、取組を進めていきます。

|     | 3(2021)年度末(見込)                   | 4(2022)年度                                                      | 5(2023)年度                                                      | 6(2024)年度                                                      | 3か年計                                                           |
|-----|----------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 事業量 | 在宅医療推進連絡協議会等による関係機関連携強化          | 在宅医療推進連絡協議会等による関係機関連携強化                                        | 在宅医療推進連絡協議会等による関係機関連携強化                                        | 在宅医療推進連絡協議会等による関係機関連携強化                                        | 在宅医療推進連絡協議会等による関係機関連携強化                                        |
|     | 在宅医療相談調整窓口の充実<br>相談数 138件        | 在宅医療相談調整窓口の充実<br>相談数 500件                                      | 在宅医療相談調整窓口の充実<br>相談数 500件                                      | 在宅医療相談調整窓口の充実<br>相談数 500件                                      | 在宅医療相談調整窓口の充実<br>相談数 1,500件                                    |
|     | 在宅療養の支援<br>多職種研修<br>普及・啓発        | 在宅療養の支援<br>多職種研修<br>普及・啓発                                      | 在宅療養の支援<br>多職種研修<br>普及・啓発                                      | 在宅療養の支援<br>多職種研修<br>普及・啓発                                      | 在宅療養の支援<br>多職種研修<br>普及・啓発                                      |
|     | ICTを活用した多職種連携ネットワーク<br>運営支援<br>— | ICTを活用した多職種連携ネットワーク<br>運営支援<br>ICTを活用した医療情報・介護サービスの提供<br>調査・検討 | ICTを活用した多職種連携ネットワーク<br>運営支援<br>ICTを活用した医療情報・介護サービスの提供<br>調査・検討 | ICTを活用した多職種連携ネットワーク<br>運営支援<br>ICTを活用した医療情報・介護サービスの提供<br>調査・検討 | ICTを活用した多職種連携ネットワーク<br>運営支援<br>ICTを活用した医療情報・介護サービスの提供<br>調査・検討 |

※1 在宅医療推進連絡協議会:在宅療養支援を担う地域の医療・介護・福祉の連携を強化するため、関係機関同士の情報交換や連携強化の取組・施策を協議する会議体

※2 多職種連携ネットワーク:在宅療養者を支援するため、医療・介護関係の多職種職員が在宅療養者の情報をパソコン等で共有するネットワーク

### 4 感染症対策の推進

【重点】

世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症はもとより、今後も起こり得る新興感染症の発生や流行に適切に対処するため、これまでの防疫体制を見直したうえで、区内の医療関係機関との更なる連携の強化や検査体制の強化、備蓄品の拡充など防疫体制の強化を図ります。また、予防知識の普及啓発活動については、予防接種の意義や集団発生リスクが高い施設等に対する感染症予防対策などの周知徹底を図るとともに、区ホームページ等を活用した、迅速な情報発信や啓発活動に取り組むなど、総合的な感染症対策を推進します。

|     | 3(2021)年度末(見込)                            | 4(2022)年度                                   | 5(2023)年度                        | 6(2024)年度                        | 3か年計                                        |
|-----|-------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------|
| 事業量 | —                                         | 防疫体制の強化<br>備蓄品の見直し・拡充<br>検査体制の拡充            | 防疫体制の強化<br>備蓄品の拡充<br>検査体制の拡充     | 防疫体制の強化<br>備蓄品の拡充<br>検査体制の拡充     | 防疫体制の強化<br>備蓄品の見直し<br>備蓄品の拡充<br>検査体制の拡充     |
|     | 医療機関との連携<br>連絡会の開催<br>1回<br>防疫訓練の実施<br>1回 | 医療関係機関との連携<br>強化<br>連絡会の開催<br>1回<br>連携協定の締結 | 医療関係機関との連携<br>強化<br>連絡会の開催<br>1回 | 医療関係機関との連携<br>強化<br>連絡会の開催<br>1回 | 医療関係機関との連携<br>強化<br>連絡会の開催<br>3回<br>連携協定の締結 |
|     | 感染症に関する予防<br>知識の普及啓発<br>実施                | 感染症に関する予防<br>知識の普及啓発<br>実施                  | 感染症に関する予防<br>知識の普及啓発<br>実施       | 感染症に関する予防<br>知識の普及啓発<br>実施       | 感染症に関する予防<br>知識の普及啓発<br>実施                  |

## 健康・医療

「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるよう

### 5 障害者の地域医療体制の整備 《障害者》

小児専門医療機関に通う障害児が成人期に達した際に、地域の身近な医療機関にスムーズに移行できるよう、区内の在宅訪問診療所と地域の基幹病院が連携し、訪問診療や緊急時の入院治療等、障害者の移行期医療<sup>※1</sup>支援を推進する体制を整備します。また、人工呼吸器を使用する医療的ケア児や重症心身障害児が緊急時や家族のレスパイト<sup>※2</sup>目的などにより利用できる短期入所先を医療機関に確保します。

|     | 3(2021)年度末(見込)  | 4(2022)年度              | 5(2023)年度                 | 6(2024)年度                 | 3か年計                         |
|-----|-----------------|------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------------|
| 事業量 | 障害者地域医療体制の調査・検討 | 移行期医療の支援<br>検討         | 移行期医療の支援<br>実施            | 移行期医療の支援<br>実施            | 移行期医療の支援<br>検討<br>実施         |
|     | —               | —                      | 移行期医療に対する保護者等への普及啓発<br>実施 | 移行期医療に対する保護者等への普及啓発<br>実施 | 移行期医療に対する保護者等への普及啓発<br>実施    |
|     | —               | 重症心身障害児の短期入所先の確保<br>検討 | 重症心身障害児の短期入所先の確保<br>検討    | 重症心身障害児の短期入所先の確保<br>実施    | 重症心身障害児の短期入所先の確保<br>検討<br>実施 |

※1 移行期医療:小児を中心とした医療から、成人を対象とする医療に切り替えていく過程

※2 レスパイト:重症心身障害児(者)等の家族の病気や事故などで一時的に介護ができない場合、一定時間ケアを代替し、家族の休養を図ること

**施策14 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり**

**1 地域の支え合い仕組みづくりの推進**

**【重点】**

地域住民が抱える地域生活課題に対応するため、身近な地域で分野を問わない相談を受け止め、地域生活課題の解決に向けて、地域住民や関係機関とともに取り組む地域福祉コーディネーターを地域に配置する「地域支え合いの仕組みづくり事業」を推進します。また、在宅医療・生活支援センター<sup>※1</sup>は、複合的な生活課題を抱えた困難事例に複数の相談機関や関係機関が一体となって支援できるよう支援会議<sup>※2</sup>を開催し、情報共有を図るとともに、精神科医や弁護士等の相談・助言のもと、支援計画の作成や適切な役割分担の調整等包括的な支援を行います。

|     | 3(2021)年度末(見込)                                | 4(2022)年度                                       | 5(2023)年度                                       | 6(2024)年度                                       | 3か年計                                            |
|-----|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 事業量 | 地域支え合いの仕組みづくり事業<br>地域生活課題の解決に向けた地域ネットワークの構築実施 | 地域支え合いの仕組みづくり事業<br>地域生活課題の解決に向けた地域ネットワークの構築検討実施 | 地域支え合いの仕組みづくり事業<br>地域生活課題の解決に向けた地域ネットワークの構築検討実施 | 地域支え合いの仕組みづくり事業<br>地域生活課題の解決に向けた地域ネットワークの構築検討実施 | 地域支え合いの仕組みづくり事業<br>地域生活課題の解決に向けた地域ネットワークの構築検討実施 |
|     | 相談機関からの相談<br>201件                             | 相談機関からの相談<br>400件                               | 相談機関からの相談<br>400件                               | 相談機関からの相談<br>400件                               | 相談機関からの相談<br>1,200件                             |
|     | 支援会議の実施<br>69回                                | 支援会議の実施<br>120回                                 | 支援会議の実施<br>120回                                 | 支援会議の実施<br>120回                                 | 支援会議の実施<br>360回                                 |

※1 在宅医療・生活支援センター：区内の在宅医療を推進するほか、複合的な生活課題を抱えた世帯を、高齢者や障害者、子ども家庭などの各機関等が連携して支援するための調整や、地域での支え合いの活動を広げるための環境づくりを推進する区の機関

※2 支援会議：高齢者や障害者、子ども分野などの各相談機関や精神科医・弁護士などの専門家により構成される、複合的な生活課題を抱えた世帯への支援内容を調整・検討するための会議

**2 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化**

**【重点】**

高齢者が安心して地域で住み続けられるよう、地域包括支援センター(ケア24)に配置した地域包括ケア推進員が中心となり、在宅生活を支える地域づくりを推進していきます。また、ケア24の全体的な機能の強化と業務の質の向上を図ります。専門機関や関係部署との連携の推進により相談支援体制を充実させ、地域包括ケアシステムの推進・強化による地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

|     | 3(2021)年度末(見込)                                                                                                                           | 4(2022)年度                                                                                   | 5(2023)年度                                                                                   | 6(2024)年度                                                                                   | 3か年計                                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業量 | 地域ネットワークづくりの強化<br>生活支援体制整備事業 <sup>※1</sup> の推進<br>協議体 <sup>※2</sup> を中心とした地域活動の充実<br>在宅医療・介護・他分野との連携の推進<br>地域ケア会議 <sup>※3</sup> の実施 140回 | 地域ネットワークづくりの強化<br>生活支援体制整備事業の推進<br>協議体を中心とした地域活動の充実<br>在宅医療・介護・他分野との連携の推進<br>地域ケア会議の実施 140回 | 地域ネットワークづくりの強化<br>生活支援体制整備事業の推進<br>協議体を中心とした地域活動の充実<br>在宅医療・介護・他分野との連携の推進<br>地域ケア会議の実施 140回 | 地域ネットワークづくりの強化<br>生活支援体制整備事業の推進<br>協議体を中心とした地域活動の充実<br>在宅医療・介護・他分野との連携の推進<br>地域ケア会議の実施 140回 | 地域ネットワークづくりの強化<br>生活支援体制整備事業の推進<br>協議体を中心とした地域活動の充実<br>在宅医療・介護・他分野との連携の推進<br>地域ケア会議の実施 420回 |
|     | ケア24の機能強化事業評価の実施・改善<br>課題別研修等の実施                                                                                                         | ケア24の機能強化事業評価の実施・改善<br>課題別研修等の実施                                                            | ケア24の機能強化事業評価の実施・改善<br>課題別研修等の実施                                                            | ケア24の機能強化事業評価の実施・改善<br>課題別研修等の実施                                                            | ケア24の機能強化事業評価の実施・改善<br>課題別研修等の実施                                                            |

※1 生活支援体制整備事業：区全域を第1層、ケア24の担当区域を第2層とし、それぞれに地域資源の開発やネットワークづくり等をコーディネートする生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域の情報共有・連携強化の場である協議体を設置し、地域の支え合いによる生活支援の体制づくりを推進する事業

※2 協議体：地域の様々な団体・住民等が集まり、情報共有・意見交換を行い、地域での支え合いを考える場

※3 地域ケア会議：高齢者の支援の充実や社会基盤の整備を図るために、地域包括支援センター(ケア24)又は区が主催する行政職員及び地域の関係者から構成される会議体

**3 障害者の地域生活支援体制の推進・強化《障害者》 【重点】**

介護者が疾病や死亡等で不在となった場合などの緊急時においても、重度化や高齢化した障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、基幹相談支援センター<sup>※1</sup>と障害者地域相談支援センター(すまいる)に配置しているコーディネーター等を中心に、「緊急時対応計画」を作成する取組を進めます。緊急時には計画に基づきショートステイなどの「緊急時対応事業<sup>※2</sup>」を提供できる体制を整えるとともに、福祉人材の確保や専門的人材の育成を図ります。また、精神科病院の長期入院者に退院の支援を行う、地域移行プレ相談事業<sup>※3</sup>を実施し、関係機関が連携して地域生活の移行を促進する取組を進めます。

|     | 3(2021)年度末(見込)                                                                 | 4(2022)年度                                                                      | 5(2023)年度                                                                      | 6(2024)年度                                                                      | 3か年計                                                                            |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 事業量 | 緊急時地域生活支援体制の整備<br>コーディネーターの配置<br>緊急時対応計画の作成 60件<br>緊急時対応事業<br>ショートステイ<br>支援者派遣 | 緊急時地域生活支援体制の整備<br>コーディネーターの配置<br>緊急時対応計画の作成 90件<br>緊急時対応事業<br>ショートステイ<br>支援者派遣 | 緊急時地域生活支援体制の整備<br>コーディネーターの配置<br>緊急時対応計画の作成 90件<br>緊急時対応事業<br>ショートステイ<br>支援者派遣 | 緊急時地域生活支援体制の整備<br>コーディネーターの配置<br>緊急時対応計画の作成 90件<br>緊急時対応事業<br>ショートステイ<br>支援者派遣 | 緊急時地域生活支援体制の整備<br>コーディネーターの配置<br>緊急時対応計画の作成 270件<br>緊急時対応事業<br>ショートステイ<br>支援者派遣 |
|     | 福祉人材の確保・育成                                                                     | 福祉人材の確保・育成<br>専門研修等の実施                                                         | 福祉人材の確保・育成<br>専門研修等の実施                                                         | 福祉人材の確保・育成<br>専門研修等の実施                                                         | 福祉人材の確保・育成<br>専門研修等の実施                                                          |
|     | 地域移行の促進<br>地域移行プレ相談事業の実施                                                       | 地域移行の促進<br>地域移行プレ相談事業の実施                                                       | 地域移行の促進<br>地域移行プレ相談事業の実施                                                       | 地域移行の促進<br>地域移行プレ相談事業の実施                                                       | 地域移行の促進<br>地域移行プレ相談事業の実施                                                        |

※1 基幹相談支援センター:障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように相談支援のネットワークの構築をすすめ、相談支援体制の強化に取り組みとともに、地域の相談支援の拠点として相談機関等のバックアップを行う部署

※2 緊急時対応事業:緊急時対応計画に基づき、事前に登録・相談等しておくことで、原則5日間の緊急時対応を行う「緊急時対応ショート」及び「緊急時支援者派遣」の事業

※3 地域移行プレ相談事業:精神科病院に長期入院している方に対し、障害者地域相談支援センターのピア相談員を活用し、退院に向けた動機付け支援や本人の生活力のアセスメント等を行い、地域移行支援を円滑に進めていく事業

**4 生活困窮者等への自立支援体制の充実**

生活自立支援窓口<sup>※1</sup>では、相談を通じて課題を把握し、本人を支援する関係者や関係機関を含めた支援調整会議<sup>※2</sup>が支援プランを作成することなどにより、伴走型の支援を行います。稼働年齢層の就労支援については、就労支援センターの「若者就労支援コーナー(すぎJOB)<sup>※3</sup>」、「ジョブトレーニングコーナー(すぎトレ)<sup>※4</sup>」と「ハローワークコーナー(ハローワーク新宿)」が連携して、必要な知識や技能の習得に関する相談支援を行います。さらに、NPOやボランティア団体など地域の社会資源との関係づくりを進め、相談者の自立に向けた包括的な支援に取り組みます。また、世帯の経済状況にかかわらず、将来の社会的自立を促していくことを目的とした子どもの学習支援や社会性の習得に向けた支援を実施します。

|     | 3(2021)年度末(見込)                            | 4(2022)年度                   | 5(2023)年度                   | 6(2024)年度                   | 3か年計                        |
|-----|-------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 事業量 | 自立相談支援事業 <sup>※5</sup> の実施<br>相談件数 9,637件 | 自立相談支援事業の実施<br>相談件数 10,000件 | 自立相談支援事業の実施<br>相談件数 10,000件 | 自立相談支援事業の実施<br>相談件数 10,000件 | 自立相談支援事業の実施<br>相談件数 30,000件 |
|     | —                                         | 支援に向けた地域の社会資源等との連携実施        | 支援に向けた地域の社会資源等との連携実施        | 支援に向けた地域の社会資源等との連携実施        | 支援に向けた地域の社会資源等との連携実施        |
|     | 子どもの学習等支援事業実施                             | 子どもの学習等支援事業実施               | 子どもの学習等支援事業実施               | 子どもの学習等支援事業実施               | 子どもの学習等支援事業実施               |

※1 生活自立支援窓口:生活困窮者等からの相談に応じ、各支援機関と連携し課題の解決を図る総合相談窓口

※2 支援調整会議:自立支援計画に係る適切性を判断するほか、計画実施のための連携態勢、計画の評価・見直しに係る検討等を行う会議体

※3 若者就労支援コーナー(すぎJOB):相談者の状況に応じて伴走型のきめ細やかな就労準備相談・心とごとの相談や就労支援セミナーなどを行い、就職までをサポートする

※4 ジョブトレーニングコーナー(すぎトレ):就労準備相談の利用だけでは就職に至らない若者に対し、社会適応力を身に付けたり、職業体験などを通じ、就労に向けた準備を行う

※5 自立相談支援事業:生活困窮者等からの相談に応じ、課題の解決に向けた自立支援計画を作成するほか、支援者と連携し、自立に向けた支援を包括的、計画的に行う事業

### 5 男女共同参画の推進

男女共同参画社会<sup>※1</sup>の実現に向け、男女平等推進センター<sup>※2</sup>において、啓発講座とともに、家庭や仕事等に係る一般相談と、離婚や養育費等に係る法律相談を行います。また、配偶者暴力相談支援センター<sup>※3</sup>においてDV相談を実施し、相談者の状況に応じて適切な支援に結び付けます。このほか、人権問題の一つである性的マイノリティ<sup>※4</sup>に対する差別や偏見の解消など区民の正しい理解促進を図るため、啓発事業に取り組みます。

|     | 3(2021)年度末(見込)        | 4(2022)年度             | 5(2023)年度             | 6(2024)年度             | 3か年計                  |
|-----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 事業量 | 男女共同参画啓発講座の開催<br>5講座  | 男女共同参画啓発講座の開催<br>5講座  | 男女共同参画啓発講座の開催<br>5講座  | 男女共同参画啓発講座の開催<br>5講座  | 男女共同参画啓発講座の開催<br>15講座 |
|     | 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 | 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 | 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 | 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 | 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 |
|     | DV相談実施                | DV相談実施                | DV相談実施                | DV相談実施                | DV相談実施                |
|     | 性的マイノリティ啓発事業実施        | 性的マイノリティ啓発事業実施        | 性的マイノリティ啓発事業実施        | 性的マイノリティ啓発事業実施        | 性的マイノリティ啓発事業実施        |

※1 男女共同参画社会: 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)

※2 男女平等推進センター: 男女共同参画社会の実現を目指す活動を進める拠点として、情報の収集・発信、啓発・学習、総合相談、団体の育成・交流促進などを行う施設

※3 配偶者暴力相談支援センター: 配偶者・パートナーからの暴力全般に関する相談窓口。被害者支援のための、相談・一時保護や自立支援・保護命令制度・保護施設の利用についての情報提供、その他の援助を行う

※4 性的マイノリティ: 性的指向や性自認等に関して、そのあり方が少数派の人々

### 6 動物と共生できる地域社会づくり

動物に対して様々な価値観を持つ区民同士が理解し合うとともに、動物が命あるものとして尊重され、人のよきパートナーとして幸福で健康な生涯を送ることができるよう、東京都獣医師会杉並支部及び杉並動物適正飼養普及員(杉並どうぶつ相談員)<sup>※1</sup>等と協力し、動物愛護と都市における動物飼養ルールの普及啓発や災害時動物救護対策等を充実させ、人も動物も共に健やかに暮らしていける地域社会の実現に向けた取組を推進します。

|     | 3(2021)年度末(見込)                                 | 4(2022)年度                                                  | 5(2023)年度                                                  | 6(2024)年度                                                  | 3か年計                                                       |
|-----|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 事業量 | 動物の適正飼養ルールの普及啓発<br>動物適正飼養普及員の育成<br>動物愛護週間事業の実施 | 動物の適正飼養ルールの普及啓発<br>犬のしつけ方教室<br>動物適正飼養普及員の育成<br>動物愛護週間事業の実施 | 動物の適正飼養ルールの普及啓発<br>犬のしつけ方教室<br>動物適正飼養普及員の育成<br>動物愛護週間事業の実施 | 動物の適正飼養ルールの普及啓発<br>犬のしつけ方教室<br>動物適正飼養普及員の育成<br>動物愛護週間事業の実施 | 動物の適正飼養ルールの普及啓発<br>犬のしつけ方教室<br>動物適正飼養普及員の育成<br>動物愛護週間事業の実施 |
|     | 飼主のいない猫を増やさない活動支援事業 <sup>※2</sup> 実施           | 飼主のいない猫を増やさない活動支援事業実施                                      | 飼主のいない猫を増やさない活動支援事業実施                                      | 飼主のいない猫を増やさない活動支援事業実施                                      | 飼主のいない猫を増やさない活動支援事業実施                                      |
|     | 災害時におけるペットの救援対策の充実                             | 災害時におけるペットの救援対策の充実                                         | 災害時におけるペットの救援対策の充実                                         | 災害時におけるペットの救援対策の充実                                         | 災害時におけるペットの救援対策の充実                                         |
|     | ドッグラン <sup>※3</sup> の整備<br>検討                  | ドッグランの整備<br>設計<br>整備                                       | ドッグランの整備<br><br>整備<br>運営                                   | ドッグランの整備<br><br><br>運営                                     | ドッグランの整備<br>設計<br>整備<br>運営                                 |

※1 杉並動物適正飼養普及員(杉並どうぶつ相談員): 人と動物の共生の実現に向けて、動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進するため委嘱されている区民

※2 飼主のいない猫を増やさない活動支援事業: 飼主のいない猫を増やさないため、地域のボランティアグループが行う猫への不妊去勢手術などの活動に対し助成する事業

※3 ドッグラン: 犬の飼い主が犬の引き綱をはずし自由に運動させることを目的とする施設

**施策16 障害者の社会参加と地域生活の支援**

**1 重度障害者の通所施設整備と住まいの確保 《障害者》 【重点】**

障害者が安心して充実した日々を送れるよう、特別支援学校<sup>※1</sup>の卒業予定者数の実態等を踏まえ、公有地等の活用により重度障害者の日中活動の場の整備を進めるとともに、医療的ケアが必要な利用者の増加に対応していきます。障害者グループホームは、障害者が住み慣れた地域で必要な援助を受けながら自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう整備を進めていきます。併せて、シェアハウスや民間賃貸住宅等への入居の推進など、多様な手法で障害者の住まいの確保を支援するため、普及啓発のためのセミナーの実施や、マッチング・コーディネート等を行います。

|     | 3(2021)年度末(見込)         | 4(2022)年度              | 5(2023)年度              | 6(2024)年度              | 3か年計                        |
|-----|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------|
| 事業量 | 重度知的障害者通所施設<br>5所      | 重度知的障害者通所施設<br>整備検討    | 重度知的障害者通所施設<br>整備検討    | 重度知的障害者通所施設<br>開設準備    | 重度知的障害者通所施設<br>整備検討<br>開設準備 |
|     | 重度身体障害者通所施設<br>5所      | 重度身体障害者通所施設<br>整備検討    | 重度身体障害者通所施設<br>整備検討    | 重度身体障害者通所施設<br>整備検討    | 重度身体障害者通所施設<br>整備検討         |
|     | 知的障害者グループホーム<br>新規1所   | 知的障害者グループホーム<br>新規2所   | 知的障害者グループホーム<br>新規2所   | 知的障害者グループホーム<br>新規2所   | 知的障害者グループホーム<br>新規6所        |
|     | 精神障害者グループホーム<br>新規1所   | 精神障害者グループホーム<br>新規1所   | 精神障害者グループホーム<br>新規1所   | 精神障害者グループホーム<br>新規1所   | 精神障害者グループホーム<br>新規3所        |
|     | 身体障害者グループホーム<br>整備検討   | 身体障害者グループホーム<br>整備検討   | 身体障害者グループホーム<br>整備検討   | 身体障害者グループホーム<br>整備検討   | 身体障害者グループホーム<br>整備検討        |
|     | 障害者の住まいの確保のための支援<br>実施 | 障害者の住まいの確保のための支援<br>実施 | 障害者の住まいの確保のための支援<br>実施 | 障害者の住まいの確保のための支援<br>実施 | 障害者の住まいの確保のための支援<br>実施      |

※1 特別支援学校：障害者等に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校

**2 障害者の就労支援の推進・拡充 《障害者》 【重点】**

一人ひとりのニーズに沿った多様な働き方に対応するため、就労相談の充実に加え、職場体験の場や就労の場を拡充していきます。また、安定して働き続けられるようにするため、障害者本人に対する相談・支援を充実させるとともに、企業訪問等を通して障害者が働く職場環境に関する相談・助言などを行い、雇用継続支援の推進と関係機関との連携による「働き続けられる環境づくり」にも力を入れていきます。

|     | 3(2021)年度末(見込)                                               | 4(2022)年度                                                    | 5(2023)年度                                                    | 6(2024)年度                                                    | 3か年計                                                         |
|-----|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 事業量 | 就労支援<br>就労相談の実施<br>職場体験実習<br>実施<br>受入先の拡充<br>新規1所<br>(累計10所) | 就労支援<br>就労相談の実施<br>職場体験実習<br>実施<br>受入先の拡充<br>新規1所<br>(累計11所) | 就労支援<br>就労相談の実施<br>職場体験実習<br>実施<br>受入先の拡充<br>新規1所<br>(累計12所) | 就労支援<br>就労相談の実施<br>職場体験実習<br>実施<br>受入先の拡充<br>新規1所<br>(累計13所) | 就労支援<br>就労相談の実施<br>職場体験実習<br>実施<br>受入先の拡充<br>新規3所<br>(累計13所) |
|     | 定着支援<br>就労者に対する相談<br>企業に対する相談・助言<br>就労者、企業、関係機関との連絡調整        | 定着支援<br>就労者に対する相談<br>企業に対する相談・助言<br>就労者、企業、関係機関との連絡調整        | 定着支援<br>就労者に対する相談<br>企業に対する相談・助言<br>就労者、企業、関係機関との連絡調整        | 定着支援<br>就労者に対する相談<br>企業に対する相談・助言<br>就労者、企業、関係機関との連絡調整        | 定着支援<br>就労者に対する相談<br>企業に対する相談・助言<br>就労者、企業、関係機関との連絡調整        |

### 3 障害者の社会参加支援の推進 《障害者》

【重点】

障害者が余暇活動などで集える場所を充実させるとともに、身近な施設を安心して利用できるような環境づくりを障害当事者とともに進めます。また、通所施設への出前教室など、普段生活している場でスポーツ・レクリエーションを体験する機会を設け、スポーツ等を通じた地域活動への参加を促します。さらに、外出時にガイドヘルパーを派遣する移動支援事業については、個々の状況に応じたより適切な支援を行うことで余暇活動や社会参加の促進を図り、障害者が地域の一員として力を発揮できる環境を整えます。

|     | 3(2021)年度末(見込)                     | 4(2022)年度                                           | 5(2023)年度                                           | 6(2024)年度                                           | 3か年計                                                 |
|-----|------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 事業量 | —                                  | 集える場の充実<br>調査・検討                                    | 集える場の充実<br>実施                                       | 集える場の充実<br>実施                                       | 集える場の充実<br>調査・検討<br>実施                               |
|     | 障害者が利用しやすい<br>施設等環境づくり<br>実施       | 障害者が利用しやすい<br>施設等環境づくり<br>実施                        | 障害者が利用しやすい<br>施設等環境づくり<br>実施                        | 障害者が利用しやすい<br>施設等環境づくり<br>実施                        | 障害者が利用しやすい<br>施設等環境づくり<br>実施                         |
|     | 文化・スポーツ活動等<br>の推進<br>普及・啓発活動<br>実施 | スポーツ・レクリエーション<br>活動の推進<br>体験イベント・出前<br>型教室の実施<br>8回 | スポーツ・レクリエーション<br>活動の推進<br>体験イベント・出前<br>型教室の実施<br>8回 | スポーツ・レクリエーション<br>活動の推進<br>体験イベント・出前<br>型教室の実施<br>8回 | スポーツ・レクリエーション<br>活動の推進<br>体験イベント・出前<br>型教室の実施<br>24回 |
|     | 移動支援事業<br>実施                       | 移動支援事業<br>実施                                        | 移動支援事業<br>実施                                        | 移動支援事業<br>実施                                        | 移動支援事業<br>実施                                         |

### 4 高齢の障害者への支援の充実 《障害者》

高齢になった障害者に個々の適性や状況に合わせたサービスが提供できるよう、高齢、障害分野の更なる連携により、高齢の障害者への地域生活の支援の充実を図ります。様々な特徴を持った介護保険サービス事業所が、共生型サービス事業所<sup>※1</sup>として障害者の個々のニーズに合ったサービスを提供できるよう支援を行い、障害者の介護保険サービスへのスムーズな移行ができる仕組みを整えます。また、障害者が65歳になる前から、障害福祉分野と介護保険分野の支援者を交えたケア会議<sup>※2</sup>を開催するなど、一体的な取組を推進していきます。

|     | 3(2021)年度末(見込)                    | 4(2022)年度                         | 5(2023)年度                         | 6(2024)年度                         | 3か年計                               |
|-----|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 事業量 | 高齢・障害施策の周知<br>と連携の推進<br>セミナー等開催3回 | 高齢・障害施策の周知<br>と連携の推進<br>セミナー等開催3回 | 高齢・障害施策の周知<br>と連携の推進<br>セミナー等開催3回 | 高齢・障害施策の周知<br>と連携の推進<br>セミナー等開催3回 | 高齢・障害施策の周知<br>と連携の推進<br>セミナー等開催 9回 |
|     | 共生型サービス事業所<br>2所                  | 共生型サービス事<br>業所開設の促進<br>検討         | 共生型サービス事<br>業所開設の促進<br>実施         | 共生型サービス事<br>業所開設の促進<br>実施         | 共生型サービス事<br>業所開設の促進<br>検討<br>実施    |
|     | —                                 | 介護保険移行に向けた<br>ケア会議の開催             | 介護保険移行に向けた<br>ケア会議の開催             | 介護保険移行に向けた<br>ケア会議の開催             | 介護保険移行に向けた<br>ケア会議の開催              |

※1 共生型サービス事業所:「介護保険」か「障害福祉」のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくすることを目的とする「共生型サービス」を提供する事業者

※2 ケア会議:本人を中心に家族や支援者等が参加し、本人が望む生活の実現のために具体的な支援方針や役割分担などを確認する会議体

### 5 障害の理解促進と差別解消の推進 《障害者》

障害者が障害の有無によって分け隔てられることなく、地域の一員として力を発揮できる共生社会の実現に向けて、障害を理由とした不当な差別を解消し、合理的配慮<sup>※1</sup>の提供に必要な取組を進めることで、障害者だけでなく誰にでもやさしいまちづくりを進めます。また、地域の見守り等により虐待の未然防止に努めるとともに、障害者虐待の通報や相談に対しては、迅速かつ適切な対応を実施します。

|     | 3(2021)年度末(見込)                 | 4(2022)年度                      | 5(2023)年度                      | 6(2024)年度                      | 3か年計                           |
|-----|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 事業量 | 障害を理由とする差別解消の推進<br>合理的配慮の提供の促進 | 障害を理由とする差別解消の推進<br>合理的配慮の提供の促進 | 障害を理由とする差別解消の推進<br>合理的配慮の提供の促進 | 障害を理由とする差別解消の推進<br>合理的配慮の提供の促進 | 障害を理由とする差別解消の推進<br>合理的配慮の提供の促進 |
|     | 障害者虐待防止の推進                     | 障害者虐待防止の推進                     | 障害者虐待防止の推進                     | 障害者虐待防止の推進                     | 障害者虐待防止の推進                     |

※1 合理的配慮:障害者が日常生活や社会生活を送る上での不便さや困難を改善するために、周囲ができる範囲(過重な負担にならない)で行う目的に沿った心配りのこと

**施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備**

**1 未就学児の療育体制の充実《障害児》**

**【重点】**

医療的ケアが必要な重症心身障害児等が通所施設で必要な療育が受けられるよう、重症心身障害児通所施設わかばで人工呼吸器に対応できる体制を整えます。また、療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう、児童発達支援事業所<sup>※1</sup>に運営助成を行い、区民の療育枠を確保するとともに、療育を受けている児童が通う保育園や幼稚園に専門職が訪問し、所属園と療育支援について共有・連携しながら、児童がより良い集団生活が送れるよう必要な支援を行います。さらに、こども発達センターでは、専門相談や支援講座を開催するなど、地域支援機能<sup>※2</sup>の取組により、地域での療育体制の充実を図ります。

|     | 3(2021)年度末(見込)                | 4(2022)年度                          | 5(2023)年度                          | 6(2024)年度                          | 3か年計                               |
|-----|-------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 事業量 | 重症心身障害児通所施設運営                 | 重症心身障害児通所施設運営                      | 重症心身障害児通所施設運営                      | 重症心身障害児通所施設運営                      | 重症心身障害児通所施設運営                      |
|     | 児童発達支援事業所運営助成<br>9所           | 児童発達支援事業所運営助成<br>新規1所<br>(累計10所)   | 児童発達支援事業所運営助成<br>新規1所<br>(累計11所)   | 児童発達支援事業所運営助成<br>新規1所<br>(累計12所)   | 児童発達支援事業所運営助成<br>新規3所<br>(累計12所)   |
|     | 保育所等訪問支援<br>200件              | 保育所等訪問支援<br>300件                   | 保育所等訪問支援<br>350件                   | 保育所等訪問支援<br>400件                   | 保育所等訪問支援<br>1,050件                 |
|     | こども発達センターの機能強化<br>医療相談・専門相談実施 | こども発達センターの地域支援機能の取組<br>医療相談・専門相談実施 | こども発達センターの地域支援機能の取組<br>医療相談・専門相談実施 | こども発達センターの地域支援機能の取組<br>医療相談・専門相談実施 | こども発達センターの地域支援機能の取組<br>医療相談・専門相談実施 |
|     | 地域支援講座<br>2講座<br>療育講座<br>4講座  | 地域支援講座<br>2講座<br>療育講座<br>4講座       | 地域支援講座<br>2講座<br>療育講座<br>4講座       | 地域支援講座<br>2講座<br>療育講座<br>4講座       | 地域支援講座<br>6講座<br>療育講座<br>12講座      |

※1 児童発達支援事業所: 発達の遅れや心身に障害のある未就学児に、発達を促す支援(療育)を行う、都の指定を受けた事業所

※2 地域支援機能: 療育を受けている児童の保護者、療育に係る関係者や支援者が、専門相談や、支援講座等を通じて、子どもへの適切なかかわりや支援力の向上を図り、地域全体で子どもを支援すること

**2 学齢期の障害児支援の充実《障害児》**

医療的ケアが必要な重症心身障害児等が生活の訓練を受けながら安心して過ごすことのできる放課後等の居場所を確保するため、重症心身障害児放課後等デイサービス事業所の整備を進めます。また、学齢期の発達障害児のコミュニケーション面や社会性などの生活に関する相談を受け、適切な療育先につなげるなど、低学年期の子どもの発達を幼児期から就学後へ切れ目なく重層的に支援することで、学校や地域生活の充実に取り組みます。

|     | 3(2021)年度末(見込)                         | 4(2022)年度                              | 5(2023)年度                              | 6(2024)年度                              | 3か年計                                           |
|-----|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------|
| 事業量 | 重症心身障害児放課後等デイサービス事業所<br>新規1所<br>(累計3所) | 重症心身障害児放課後等デイサービス事業所<br>新規1所<br>(累計4所) | 重症心身障害児放課後等デイサービス事業所<br>整備検討<br>(累計4所) | 重症心身障害児放課後等デイサービス事業所<br>整備検討<br>(累計4所) | 重症心身障害児放課後等デイサービス事業所<br>新規1所<br>整備検討<br>(累計4所) |
|     | 学齢期の発達障害児の相談・療育実施                      | 学齢期の発達障害児の相談・療育実施                      | 学齢期の発達障害児の相談・療育実施                      | 学齢期の発達障害児の相談・療育実施                      | 学齢期の発達障害児の相談・療育実施                              |

子ども

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

### 3 地域における医療的ケア児の支援体制の整備 《障害児》【重点】

日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアが必要な子どもが、住み慣れた地域の中で生活を継続できるよう、各施設での受け入れ体制を充実させるとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、心身の状況やライフステージに応じて切れ目なく支援していきます。また、医療的ケア児及びその家族からの相談に対し、個々の医療的ケア児の特性に配慮しつつ総合的に対応するための相談体制を整備していきます。

|     | 3(2021)年度末(見込)                                                          | 4(2022)年度                                                               | 5(2023)年度                                                               | 6(2024)年度                                                               | 3か年計                                                                    |
|-----|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 事業量 | 医療的ケア児の受け入れ体制の充実<br>区立保育園での受け入れ 実施<br>区立学童クラブでの受け入れ 検討<br>区立学校での受け入れ 実施 | 医療的ケア児の受け入れ体制の充実<br>区立保育園での受け入れ 実施<br>区立学童クラブでの受け入れ 実施<br>区立学校での受け入れ 実施 |
|     | —                                                                       | 関係機関との連携強化による相談支援の充実                                                    | 関係機関との連携強化による相談支援の充実                                                    | 関係機関との連携強化による相談支援の充実                                                    | 関係機関との連携強化による相談支援の充実                                                    |

杉並区立施設再編整備計画（第2期）  
第1次実施プラン  
令和4～6年度（2022～2024年度）

（障害者関係抜粋）

【説明事項】

○本資料は、障害者施設に関わるページ等についてのみ抽出して掲載しています。  
※計画案の全文は区公式ホームページに等掲載しているので、ご参照ください。

○本資料の63ページについては、障害者以外の施設の整備計画ですが、障害児施策を担う施設の移転に関わる計画のため、内容が分かるように補記及び囲いをつけて掲載しています

## 第2章 施設分類ごとの取組

### ■ 取組の全体像

#### ● 施設分類と具体的な取組

|                                       |                              |
|---------------------------------------|------------------------------|
| <b>(1) 小学校、中学校、特別支援学校</b>             | <b>(9) 生涯学習施設</b>            |
| 老朽化した学校施設の改築等                         | 老朽化した施設の長寿命化改修               |
| 学校施設の長寿命化                             | 科学の拠点の整備                     |
| 済美養護学校中等部の移転                          | <b>(10) 体育施設</b>             |
| 学童クラブ及び小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施         | 新たな体育施設の整備                   |
| 学校跡地の有効活用                             | <b>(11) 障害者（児）施設</b>         |
| <b>(2) 児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ</b>       | 障害者（児）施設に関する取組               |
| 学童クラブの整備                              | <b>(12) 公営住宅</b>             |
| 小学生の放課後等の居場所                          | 区営住宅建替候補団地等の検討               |
| 乳幼児親子の居場所                             | 都営住宅の移管に関する検討                |
| 中・高校生の新たな居場所                          | <b>(13) 庁舎、その他施設</b>         |
| その他児童館の移転、跡地活用等                       | 本庁舎に関する取組                    |
| <b>(3) 保育園、子供園</b>                    | 職員会館に関する取組                   |
| 区立保育園の改築及び移転後の跡地等への民間事業者による保育所整備等     | 子ども家庭支援センターに関する取組            |
| 区保育室及び定期利用保育事業の廃止                     | 児童相談所の整備                     |
| 子供園の改築・改修                             | 杉並清掃事務所等に関する取組               |
| <b>(4) 地域区民センター、区民集会所、コミュニティふらっと等</b> | 旧杉並中継所の跡地活用に関する取組            |
| 地域区民センターの改築及び長寿命化改修                   | 済美教育センターに関する取組               |
| コミュニティふらっとの再編整備                       | <b>(14) 有料制自転車駐車場、自転車集積所</b> |
| 区民事務所会議室の廃止に向けた検討                     | 有料制自転車駐車場に関する取組              |
| <b>(5) その他集会所</b>                     | 自転車集積所の跡地活用                  |
| 杉並会館に関する取組                            | <b>(15) 公園</b>               |
| 産業商工会館に関する取組                          | 多世代が利用できる公園づくり               |
| <b>(6) ゆうゆう館</b>                      | 区立施設の移転等による跡地を活用した公園整備       |
| ゆうゆう館のコミュニティふらっとへの機能継承                | 地域の核となる公園整備                  |
| <b>(7) その他高齢者施設（民営施設）</b>             | （仮称）荻外荘公園の整備                 |
| 特別養護老人ホーム整備の検討                        | <b>(16) 民営化宿泊施設</b>          |
| <b>(8) 図書館</b>                        | 施設のあり方の検討                    |
| 地域図書館の移転改築等                           |                              |
| 高円寺地域の新たな図書館に関する検討                    |                              |
| 図書館移転後の跡地活用                           |                              |

## <コミュニティふらっとの再編整備>

### 【コミュニティふらっと成田の再編整備】

- 成田西子供園移転後、既存建物を解体した後の跡地を活用してコミュニティふらっと成田を整備し、令和4年度に開設します。
- 本施設には、ゆうゆう浜田山館を機能継承します。また、本施設の整備により、成田会議室における町会や青少年育成委員会等の活動場所を確保することができるため、同会議室については廃止します。

|                  |               |               |    |    |                   |  |
|------------------|---------------|---------------|----|----|-------------------|--|
| コミュニティ<br>ふらっと成田 | R3<br>→<br>建築 | R4<br>●<br>開設 | R5 | R6 | 財政<br>効果額<br>(億円) |  |
|------------------|---------------|---------------|----|----|-------------------|--|

### 【(仮称) コミュニティふらっと方南の再編整備】

- 方南区民集会所を改修して(仮称)コミュニティふらっと方南に転用し、令和5年度中に開設します。
- 本施設には、方南区民集会所及びゆうゆう方南館を機能継承します。

|                          |    |               |                    |    |                   |     |
|--------------------------|----|---------------|--------------------|----|-------------------|-----|
| (仮称)<br>コミュニティ<br>ふらっと方南 | R3 | R4<br>↔<br>設計 | R5<br>↔ ●<br>改修 開設 | R6 | 財政<br>効果額<br>(億円) | 1.6 |
|--------------------------|----|---------------|--------------------|----|-------------------|-----|

### 【(仮称) コミュニティふらっと本天沼の再編整備】★障害児が関係する計画

- 本天沼区民集会所を、増築・改修して、(仮称)コミュニティふらっと本天沼に転用し、令和6年度に開設します。
- 天沼区民集会所は、この地域にコミュニティふらっとが整備されることや、在宅医療・生活支援センターや基幹相談支援センターなどとの連携によりウェルファーム杉並の福祉の相談機能を強化するなどの観点から、区立児童相談所の整備開始時期に合わせ、令和5年度末に未就学児を中心とした発達の特門相談を行う障害者施策課児童発達相談係の移転先等として転用します。
- 本施設には、本天沼区民集会所、天沼区民集会所及びゆうゆう天沼館を機能継承します。

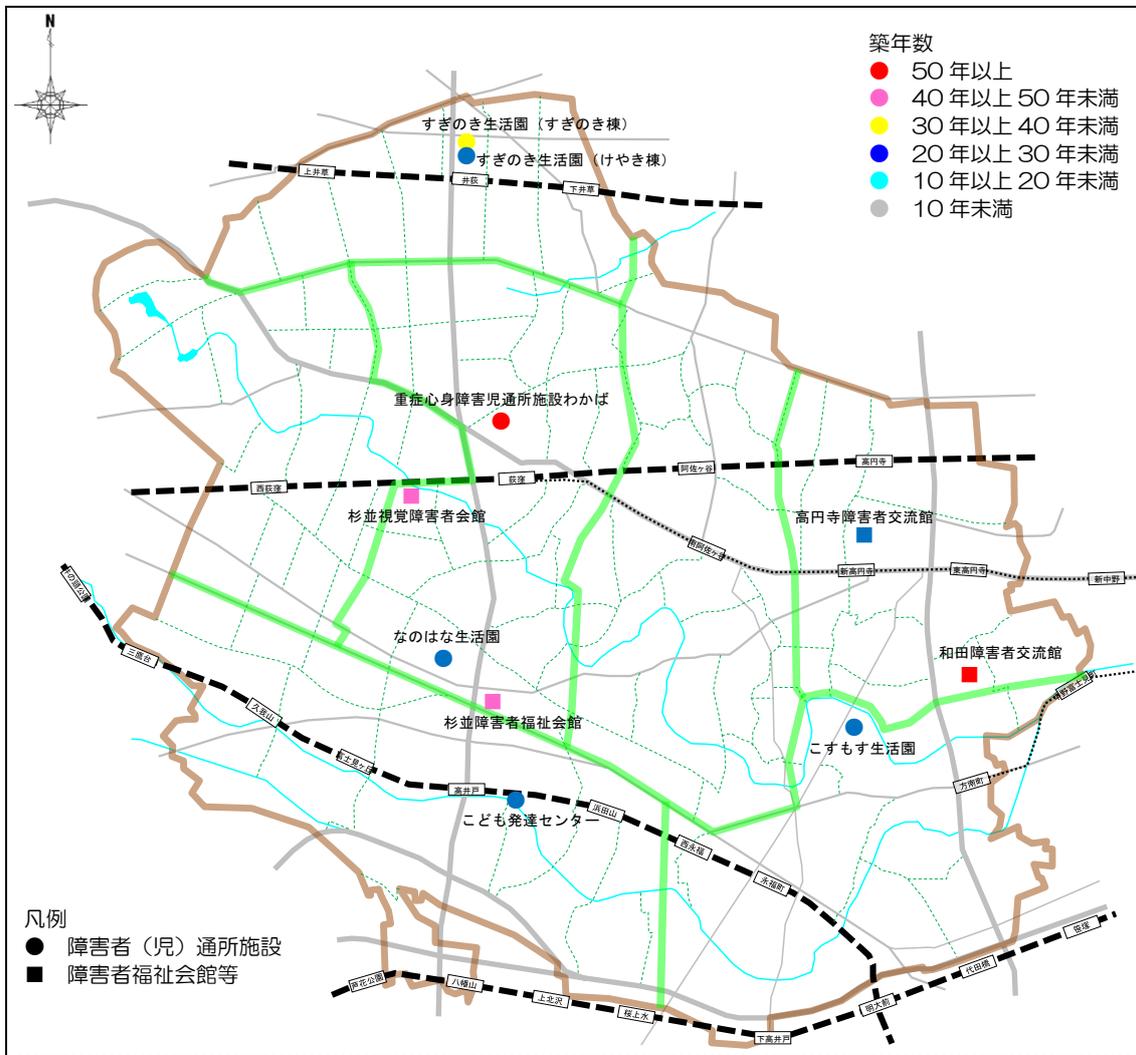
|                               |    |               |                  |                           |                   |     |
|-------------------------------|----|---------------|------------------|---------------------------|-------------------|-----|
| (仮称)<br>コミュニティ<br>ふらっと<br>本天沼 | R3 | R4<br>↔<br>設計 | R5<br>↔<br>増築・改修 | R6<br>●<br>開設             | 財政<br>効果額<br>(億円) | 3.1 |
| 天沼<br>区民集会所                   | R3 | R4<br>↔<br>設計 | R5<br>↔<br>改修    | R6<br>●<br>児童発達相談係<br>等開設 |                   |     |

## (11) 障害者（児）施設

### 施設の概要

| 施設種別        | 設置目的                                                                        | 施設数 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----|
| 障害者（児）通所施設等 | 障害者総合支援法に基づく身体障害者・知的障害者の生活介護・自立訓練等や心身に障害のある児童の自立のために必要な相談・指導及び訓練の実施を目的として設置 | 5   |
| 障害者福祉会館等    | 障害者福祉の増進を目的に、障害者団体等が様々な活動を行う場として設置                                          | 4   |

### 施設の配置



## 課題と再編整備の方向性

### <障害者（児）通所施設>

現在、区では特別支援学校卒業生や中途障害者（※）などの障害者（児）が、地域で安心して生活することができるよう、日中の活動の場やグループホーム等の施設の整備を民間事業者とともに進めています。

一方、既存施設に目を向けると、利用者の高齢化・重度化が進むなど、施設に求められるニーズが時代とともに変化していることに加え、建築からの経過年数を踏まえ、設備の老朽化が著しく、設備の更新時期を迎えている施設がありますが、施設の特性を踏まえると、平日の日中に行うことができる改修等の工事には制限があることが課題となっています。

また、新たに施設を整備する際は、利用者の通所による身体的負担の軽減や、災害時等の緊急時対応の面から、地域バランスに配慮した施設配置が必要です。今後は、区立施設の再編整備によって生み出された用地のほか、国や東京都の公有地なども活用し、民間事業者と連携しながら、新たな整備や老朽化を迎えた施設の改築を進めていきます。

※中途障害者とは、病気、交通事故等により、突然、障害を負うことになった方のことです。

### <障害者福祉会館等>

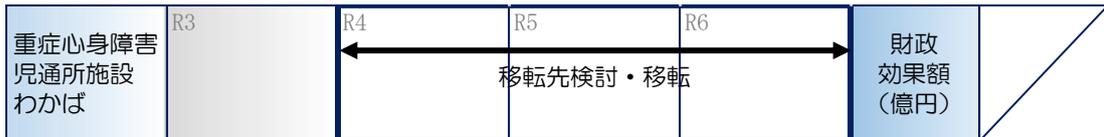
障害者福祉会館等については、障害者の福祉の増進を目的に、杉並障害者福祉会館、杉並視覚障害者会館のほか、和田及び高円寺に2つの障害者交流館を設置しています。この内、和田障害者交流館については、ここ数年の稼働率が20%台であるとともに、18時以降の夜間の利用がほとんどないことなどから、施設の有効活用に向けての検討が必要です。

## 具体的な取組、実施スケジュール

### <障害者（児）施設に関する取組>

#### 【重症心身障害児通所施設（わかば）の移転先検討】

- 重症心身障害児通所施設（わかば）については、今後の旧若杉小学校跡地の本格活用を見据え、医療的ケアを必要とする重症心身障害児の増加などを踏まえて、今後の事業実施場所等について検討します。



#### 【都有地を活用した重度知的障害者通所施設等の整備】

- 久我山一丁目都有地を活用して、重度知的障害者通所施設（生活介護）（認知症高齢者グループホーム等併設）の整備を予定していましたが、計画内容を見直し、障害者事業のみの施設として重度知的障害者通所施設等（生活介護、知的障害者グループホーム、短期入所、緊急ショートステイ）を令和7年度の開設に向けて整備します。



#### 【和田障害者交流館のあり方についての検討】

- 和田障害者交流館は、和田小学校や和田区民集会所に併設する施設です。稼働率が低いことや施設の老朽化等を踏まえ、施設の有効活用等について検討します。



## 令和2年度、令和3年度前期 杉並区の障害者虐待に関する取り組み状況

## 1 相談・通報等の件数及び内訳

| 内 容                                | 年 度 | 令和元年度                                              | 令和2年度              | 令和3年度<br>(9月末現在)   |
|------------------------------------|-----|----------------------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 通報等（相談・通報・届出）の総数                   |     | 43件                                                | 28件                | 17件                |
| <内訳>                               |     |                                                    |                    |                    |
| 【養護者による虐待】（主に自宅）                   |     | 18件                                                | 17件                | 4件                 |
| ・虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した             |     | 4件                                                 | 5件                 | 2件<br>(1件は確認中)     |
| （虐待の種別：重複あり）                       |     | 身体的虐待:2<br>性的虐待:1<br>心理的虐待:1<br>放棄・放任:1<br>経済的虐待:3 | 放棄・放任:4<br>経済的虐待:1 | 身体的虐待:1<br>経済的虐待:1 |
| ・虐待ではないと判断した、または虐待の判断に至らなかった       |     | 14件                                                | 11件                | 2件                 |
| ・高齢者虐待として関係部署に引継ぎ                  |     | 0件                                                 | 1件                 | 0件                 |
| 【障害福祉施設従事者等による虐待】（主に施設）            |     | 17件                                                | 7件                 | 12件                |
| ・虐待を認定した                           |     | 5件                                                 | 1件                 | 6件※                |
| （虐待の種別：重複あり）                       |     | 身体的虐待:4<br>心理的虐待:1<br>放棄・放任:1                      | 心理的虐待:1            | 身体的虐待:6<br>心理的虐待:6 |
| ・虐待の判断に至らず、サービス内容の見直しや関係機関の見守り等を実施 |     | 9件                                                 | 4件                 | 5件確認中              |
| ・確認不能、その他                          |     | 3件                                                 | 2件                 | 1件                 |
| 【使用者による虐待】（主に企業）                   |     | 4件                                                 | 4件                 | 1件                 |
| ・被虐待者が匿名のため対応不可                    |     | 0件                                                 | 0件                 | 0件                 |
| ・虐待の事実は特定できず(労働局判断)                |     | 2件                                                 | 1件                 | 0件                 |
| ・虐待の事実あり(労働局判断)                    |     | 1件                                                 | 1件                 | 労働局確認中             |
| （虐待の種別）                            |     | 身体的虐待:1<br>心理的虐待:1                                 | 身体的虐待:1<br>経済的虐待:1 | 身体的虐待:1<br>心理的虐待:1 |
| ・その他                               |     | 1件                                                 | 2件                 | 0件                 |
| 【その他】                              |     | 4件                                                 | 0件                 | 1件                 |

※6件のうち5件は同一グループホーム内で5名に対する虐待

## 2 事例（令和2年度）

### (1) 養護者による障害者虐待

<事例1> 知的障害（愛の手帳3度・障害支援区分4）40代女性。80代の母と同居。

数年前から通所が滞りがちで本人が痩せてきているなど虐待疑いで把握され、ケア24も含めて関係機関で見守りを行い、通所施設が週1回程度、電話で安否確認を実施。昨年春から新型コロナウイルス感染症の感染拡大により通所自粛状態が恒常化。昨年夏に遠方に住む親族に母から食べるものがないとの電話連絡があり親族が訪問したところ、本人がやせ細っていたとの通報。同日、関係機関（特定相談支援事業所、通所施設、ケア24）と区で訪問し本人と母の状況を確認。本人は座位も取れないほど衰弱、母も体調が悪い様子が、即日入院調整、母と一緒に入院。本人は栄養失調、母は癌末期の診断。本人が衰弱するほどの状態であったことから、母によるネグレクトで虐待認定。本人は施設入所、その後、母死亡、親族申立で第三者成年後見人がついた。

<事例2> 知的障害（愛の手帳3度・障害支援区分5）40代女性。80代の母、50代の兄と同居。

小中学校は普通学級、中学卒業後は自宅で生活。障害のある本人を両親は隠したいと考えていた様子で、愛の手帳は取得せず福祉サービスも受けずに生活。平成30年に兄が手続きし愛の手帳を取得したが福祉サービスにはつながらず。父が10年くらい前に死亡後は、母が本人の世話をしていたが、認知症を発症し本人を介護できなくなっていた様子。母が自宅近くを徘徊、警察が保護し自宅に送り届けたところ、自宅内で兄が死亡しており、本人も衰弱した状態で発見された。本人は、痩せて髪や爪は伸びたまま、不衛生な居住環境の中で長期にわたるネグレクトが疑われる状態だった。本人と母は入院により保護。本人は入院を経て、施設入所。区長申立で成年後見人がついた。兄によるネグレクトで虐待認定。

### (2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

<事例3> 知的障害（愛の手帳3度・障害支援区分4）60代女性Aさん。グループホーム入居中。

本人以外の利用者2名から「世話人がAさんに意地悪をする」と職員に訴えがあり、職員からも当該世話人の口調がきついなどの指摘もあったとの通報。

訴えた利用者からは「嫌なら出て行ってちょうだいと言うの」「Aさんのことが嫌だからそっぽむいちゃうの」との話があった。職員からは「世話人がAさんに対し、なんで覚えられないの？ここに来て何年いるの？などときつい口調で本人に注意していた」「管理者は夜勤職員がいなくなったら困るということを気にして、根本的な解決に向けた指導や改善が図られていない」との話があった。

6年ほど前にも同一世話人の暴言による心理的虐待事案が発生しており、再発防止対策を講じてきたはずであるが、同様の案件が起きてしまう結果となった。世話人による心理的虐待の認定。

<事例4> 知的障害（愛の手帳2度・障害支援区分4）30代男性Bさん。移動支援利用。

移動支援の利用中にヘルパーがいきなり本人のリュックを叩いて暴言を吐いていたとの通報。本人は、女性の声に反応して突進していくことがあり、ヘルパーは何度かそのような場面を経験していた。当日も女子高生の笑い声に反応して突進して行こうとしたため、とっさに止めようとして後ろからリュックをつかみ「Bさんのことじゃないですよ」と気持ちを落ち着かせようとしていたとの話があった。目撃者からは「急に本人とヘルパーが視界に入ってきて、ヘルパーが本人を後ろから叩いて大声で威嚇していた」「その後、本人がうつむいて歩いていた」との話があった。

事実確認の中で、本人の行動特性により女性の声が苦手であること、その対応について通所施設やヘルパー事業所間で共有されておらず、ヘルパーが対応に苦慮していた様子がうかがえた。また、う

つむいて歩くのは、本人の日常の姿であることも確認された。

区の判断としては、弁護士の助言等も受けた上で、外形的には虐待のように見える場面ではあったが、ご本人の障害特性や前後の状況、行動を止めたことにより大きな怪我や他害行為に至らなかったことなどを総合的に考慮し、虐待とまでは言えないとして虐待認定には至らず。しかしながら、今後の支援については、支援者間の情報共有をしながら適切に行う必要があるため、関係者会議を開催し、特定相談支援事業所を中心に家族や関係機関が連携して対応していくこととした。

### (3) 使用者による障害者虐待

#### <事例 5> 広汎性発達障害（精神障害者保健福祉帳 3 級）40 代男性。一般就労（事務）

本人は運送業の事務だが、月に 1～2 回、会社の保養所に清掃の仕事に行っており、その時に「ヘラヘラ笑っているのが不愉快だと言われた」「倒されて頭を踏まれた」「一緒に清掃に行く人に 4 万円貸している」「休日出勤の振替が取れない日がある」「休日出勤の手当が未払いになっている」などの相談が父から就労支援機関あり、就労支援機関から区の虐待対応窓口に通報。

区から就労支援機関に対し、まずは就労支援機関として本人からの詳細な聞き取りや会社への確認等の支援をしていただくよう依頼。その後、本人、家族、事業所、就労支援機関とで話し合いを重ね、事業所側の就労環境の整備、就労支援機関との定期的な面談の実施など、フォロー体制を構築した結果、安定して就労できるようになった。

区から東京都あてに経過について労働相談票を作成し通知した。東京労働局での処理経過は「虐待の事実あり」だったが、「既に本人、事業所、就労支援機関で話し合いを行い、解決済みであり、職場定着も良好なため、本人や就労支援機関も調査は望まないことから、一般的な障害者雇用管理の確認の調査を実施した」との報告があった。

## 3 現状の課題及び対応について

- 令和 2 年度は、通報等の件数が令和元年度に比べて大幅に減少した（43 件→28 件）。特に障害者福祉施設従事者等による虐待については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による通所施設の閉所やヘルパーの利用自粛などが少なからず影響していたと考えられる。
- 長年、支援につながらず家族内で抱え込んでいた重度の知的障害者がネグレクトの状態で見えられ、数日遅れていたら命の危険があったと思われる事例も複数あり、深刻な状況が見受けられた。
- 本人の年金等が本人のために使われず経済的虐待を認定し区長申立により成年後見人を付けた事例や、ネグレクトにより虐待認定し区長申立や親族申立により成年後見人がついた事例も複数あり、権利擁護の観点からの支援が求められるケースが増えている。
- 養護者及び障害者福祉施設従事者による虐待で虐待認定をした事例について、被虐待者の全員が知的障害者であった。知的障害者の権利擁護については、改めて考える必要がある。

### (1) 8050 問題への対応

- ・高齢の親が 50 代前後の障害のある子（成人）を抱え込んでいる 8050 問題が顕著になっている。高齢の親自身に介護が必要となり、介護保険利用につながったことで発覚する事例も多く、地域包括支援センター（ケア 24）など高齢者分野との連携がより一層求められる。今後、高齢分野と障害分野がシステムとして機能するネットワーク構築を進めていく必要がある。
- ・障害者手帳を所持している重度障害者で、長年にわたり支援機関につながっていない方について、区の見守りや支援体制に問題がなかったか等、振り返りを行った上で改善していく必要がある。

(2) 共同生活援助（グループホーム）の虐待防止の取り組み強化

- ・グループホームの世話人による暴言など心理的虐待の事例が増加しており、障害者虐待の認識が薄い世話人も多く見受けられる。グループホーム特有の雇用形態の複雑さや組織体制の脆弱さ等により、人材育成が十分に図られていない現状があることから、研修等の充実、強化が必要である。

(3) 支援の度合いの高い方への支援者の育成と受け皿（社会資源）の整備

- ・強度行動障害者や高齢障害者など、支援の度合いの高い方に対し、障害特性の理解の薄さや、支援の困難さゆえに虐待につながる事例が複数見られたことから、障害特性に応じた専門性の高い支援者の育成や研修等のサポート体制の充実が求められている。地域生活支援拠点の整備に伴い、専門的人材の確保・育成については、研修体制を整備し、具体的な研修計画を立てて実施する方向で準備をすすめている。
- ・特に強度行動障害者の受け入れが可能な社会資源が極端に少ないことも課題となっており、他害行為や飛び出しなどの突発的な行動がある方の受け入れを断られることが日常化している。社会資源の少なさについては、東京都全体の課題にもなっており、どこの自治体も受け入れ先を探すことに翻弄されている状況がある。区や支援者ができる支援や施策の検討に加え、区単独では解決できない課題でもあることを共有し、次の取組につなげたい。

(4) 権利擁護の推進

- ・知的障害者が被虐待者になる事例が多く、本人の権利擁護について改めて考えさせられることとなった。自立支援協議会で「意思決定支援」をテーマに検討してきているが、さらに内容を深め、どのような対応や対策が必要かなどの議論を進めていきたい。

以 上

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| <b>会議名称</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 令和3年度 第2回杉並区地域自立支援協議会 記録 |
| <b>日時</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 令和3年7月27日(火) 13:30～15:30 |
| <b>場所</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | オンライン会議                  |
| <p><b>&lt;出席委員&gt;</b><br/>         高山由美子委員、石井真由美委員、春山陽子委員、野瀬千亜紀委員、島田祐次郎委員、平由美委員、氷見真敏委員、小佐野啓委員、小林敬委員、継仁委員、修理美加沙委員、下田一紀委員、早野節子委員、永田直子委員、池部典子委員、池部弘子委員、中元直樹委員、白瀧則男委員</p> <p><b>&lt;出席幹事&gt;</b><br/>         保健福祉部長：喜多川和美                      障害者生活支援課長：山田恵理子<br/>         障害者生活支援課長：植田敏郎</p> <p><b>&lt;傍聴&gt;</b><br/> <b>東京都相談支援従事者現任研修受講生(16名)</b></p> <p><b>&lt;事務局&gt;</b><br/>         障害者施策課：永沢文子、池田恵子、星野健、斎藤美紀、<br/>         障害者生活支援課：ジングナー弘美</p> <p><b>&lt;欠席&gt;</b><br/>         能勢豊委員、木村晃子委員、奴田原直裕委員、田邊大樹委員、吉本光希委員、相田里香委員<br/>         杉並福祉事務所高井戸事務所担当課長：犬飼かおる<br/>         高齢者在宅支援課：佐々木夏枝</p>                                                                                                                                                             |                          |
| <p><b>【次第】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会長挨拶</li> <li>3 報告・検討             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新型コロナワクチン接種についての進捗状況</li> <li>(2) 地域生活支援拠点の機能を担う届け出についての進捗状況(資料1-1, 1-2)                 <ol style="list-style-type: none"> <li>①進捗状況</li> <li>②地域体制強化共同支援加算について</li> </ol> </li> <li>(3) 緊急時対応計画の進捗状況について(資料2)</li> <li>(4) シンポジウムについて(資料3)</li> <li>(5) 各部会からの報告                 <ol style="list-style-type: none"> <li>①働きかたサポート部会</li> <li>②計画部会</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p><b>&lt;意見交換&gt;</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、「医療的ケア児支援の現状と課題(資料4, 7)             <ol style="list-style-type: none"> <li>①協議会での検討の経過、区の現状について</li> <li>②意見交換</li> </ol> </li> </ol> <p>4 その他</p> |                          |

## 【配布資料】

### 次第

資料1-1 「地域体制強化共同支援加算」における報告等について

資料1-2 地域体制強化共同支援加算 報告書

資料2 杉並区緊急時地域生活支援体制

資料3 シンポジウム(案)

資料4 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律と今後の協議の在り方について

資料5-1～4 委員名簿(相談支援部会・地域移行促進部会・働きかたサポート部会・高齢障害連携部会)

資料6 令和3年度 第1回地域自立支援協議会(5/11) 記録

資料7 杉並区医療的ケア児の様子など

## 【内容】

1 開会

2 会長挨拶

3 報告及び検討

(1) 新型コロナワクチン接種についての進捗状況

<事務局より説明>

- ・7月末から8月にかけてワクチン確保も再開予定。引き続き、特別枠の対応は進めていきたい。
- ・巡回接種については、13か所の障害者施設で300人強の接種を予定し、現在半分が終了。ほとんどの施設が2回目の摂取に入り始めたところで、8月一杯で終了予定となっている。施設のご協力により、スムーズに接種して頂け、日頃の支援の賜物と思っている。
- ・施設従事者のワクチン接種について、基本、施設の住所地で住民票がある所で接種して頂いている。屋内の集団接種会場の余剰枠にたどりつかない、従事者の方がスムーズに受けられない現場もあるかと思うので、手配、対応していく。

(2) 地域生活支援拠点の機能を担う届け出についての進捗状況

資料 1-1, 1-2

<事務局より説明> 資料参照

① 進捗状況

- ・現在、計画相談からは3ヶ所から提出済み。
- ・相談支援事業所以外の事業所(居宅介護、短期入所、日中活動型等)については、短期入所が1ヶ所、もう1箇所は多機能の施設が届出済。
- ・届出することで取れる加算がある。短期入所の事業所には個別にも案内予定、増やしていきたいと考えている。

② 地域体制強化共同支援加算について

- ・加算としては平成30年度からあったが、杉並区が地域生活支援拠点の整備ができていなかったこと、考え方や報告方法の詳細がまだ決まっていなかったことから、ご案内ができていなかった。主旨や算定要件、算定にあたっての留意事項等について、まとめたものを協議会の方でも報告をさせて頂きたい。ニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の連携体制の構築、地域の

体制づくりの機能強化を図ると言うことを目的としたものになっている。

- ・困難なケースを検討し対応するだけでなく、そこから整理した地域課題の解決に向けて取り組むとうことが求められている加算
- ・「算定要件」参照。杉並区としては、本会に文書にて報告。
- ・「留意事項」参照。あらかじめ加算の算定について基幹に相談、もしくは個別のケースの関わりを検討する中で、個別のケース会議では解決できないが、関係機関が地域として解決すべき課題を提案してその課題の解決に向けて勉強会で検討すべき内容を整理。資料 1-6 の様式 1 に内容整理をした上で提出頂く。
- ・協議会の報告後、頂いた意見とか今後の取り組みなどをまとめ、事業所で確認する流れにしたいと考えている。

(3) 緊急時対応計画の進捗状況について 資料 2

＜事務局より説明＞ 資料参照

- ・サービス利用者は特定相談支援事業所、使っていない方はすまいるで作成。
- ・現在、特定から 11 人、すまいるから 4 人。説明をしながら進めているような状況。
- ・進める中で、まだ必要ない等と言われることもあり、確認しながら作成中
- ・契約の形がまだ整っていない状況、準備中。
- ・緊急時対応事業について。区独自の事業として、4 つのパターン、全て 4 泊 5 日の形を取る予定。準備ができていなのは、すだちの里の緊急時対応ショート。残りの事業については調整中。

(4) シンポジウムについて 資料 3

＜事務局より説明＞ 資料参照

- ・昨年はパネル展示。今年度もコロナで見通しがモテない中ではあるが、地域の方々への発信という意味では、シンポジウムの形を工夫して実施したい。
- ・テーマは「コロナ禍での障害者の生活（くらし）」
- ・昨年度のパネルも、1 週間と短い期間での展示だったため、今年度どこかで目に触れてもらえる機会を作りたいと考えている。
- ・実行委員の選出、当事者や支援者への声かけ等について、ご意見を頂けると有難い。

(5) 各部会からの報告

① 働きかたサポート部会 ＜部会長より＞

- ・6/17 に第 1 回部会を開催。就労に向けて、当事者委員に自分の「いいところ」を見つけてもらう取り組みを行った。今後、杉並版アセスメントシート作りに活かしていく方向。

② 計画部会 ＜課長より＞

- ・6/15 広報にも掲載。現在、杉並区の基本構想の答申案を作成中。7/21 までにパブリックコメント募集し修正、この答申案を受け、総合計画、実行計画の作成となる。保健福祉計画も、それが示されてから方針を決める為、計画部会の動きとしては遅れている。
- ・保健福祉部もコロナ対応におわれている現状ではあるが、8 月を目指し保健福祉計画の方針策定、8 月にできれば 9 月に部会の設置予定。もし、9 月に方針策定となれば 10 月にずれる見込み。
- ・さらに、計画が遅れている為、令和 4 年 4 月ではなく、5 月に始期が遅れる可能性あり。

～前半の報告について 委員からの質問・意見～

●シンポジウムについて

- ・委員：①アンケートをとる事は考えているか？
  - ②コロナ禍で大変だった事例も入れるか？
  - ③コロナの感染増大は、また来るかもしれない。先を見越したところまで検討していくような内容になるか？
- （事務局より）アンケートについては、まだ決めていないが、それも含めて検討したい。事例についても、あるとより具体的になると考えている。コロナの状況で先の見通しがもてず不安も大きい現状。先を見越したところまでの内容に出来るといいが、実行委員でそのあたりも具体的に詰めていきたい。
- ・委員：すまいるの当事者活動の中でも、それぞれがどんな思い過ごしているのか、その思いをもってくることは可能。実行委員の選出にも参考になるかと思う。
- ・課長：情報提供として、R2.8月に障団連の協力で当事者にアンケートをとり、200名程の声を聞いている。参考にできるのではないか。
- ・委員：概ねプランは良いと思う。いろいろな当事者の声を聞いて欲しい。  
また、コロナで本人たちはとても我慢をしている。辛い、困った事は多く出てくるだろうが、「コロナがあけたら～をしてみたい」といった前向きな内容になるといい。
- ・会長：これまでのシンポジウムも、基本的には前向きでポジティブな形でやってきたと思う。
- ・委員：前向きという点では、かすみ草の早野さんがやって下さった事業など、杉並区のコロナ事業がどう活きたのか、役立ったのか、その声が集まるといい。事業所のPCR検査を優先的に行ってくれたことで助かった事業所は多かったはず、区の取り組みのいい面も適切に評価出来るといい。
- ・会長：シンポジウムについては、まずはここまでとし事務局でまとめて頂きたい。実行委員については、またお声をかけさせて頂くことになるか。頂いた意見を実行に移していくには皆様のご協力が必要になる、引き続きよろしくお願ひしたい。

●その他について

- ・委員：①地域生活支援拠点の届出が増えない点について、区として拠点への協力についてもう少し働きかけしていく必要があるのではないか。協力ができないから届出をしないという判断になっていないか。
- ② 緊急時対応計画について、特定事業所の義務ではない中、特定も協力できる土壌作りが必要。負担が増える等の理由で計画を作成できないといった事業所が出てきた場合、本人やご家族が困ってしまう事態が起きるのではないかと懸念がある。また計画相談の質のばらつきもある中では、基幹と一緒にやっけていきながら質の担保、仕組み作りが必要と考える。計画自体、広い視野で作っていく必要がある。
- ③ 計画部会について、毎年9月にパブリックコメントを出していたため、どれだけ意見が活か

されるのか心配。現時点で事前に必要な準備は必要、それぞれの委員に期待すること役割などを、事前に伝えられるといいと思っている。

→（事務局より）①②について

まだ周知は不十分と考えている。杉並区は面的整備、利用者を中心としたネットワーク作りをしていくという働きかけをしていきたい。拠点の届け出について、短期入所等の事業所に出向き説明す等、丁寧に行っていく必要があると考えている。通知を送った際に説明もしているが、ハードルが高いと感じている事業所もある様子。居宅介護の事業所についても同様。また、緊急時対応計画を立てる立てないに関わらず、本人を知る支援者を増やしていくことは大事、できるだけ支援に繋いでおくことの大切さを共有し、働きかけていきたい。

緊急時対応計画の作成は特定の義務ではないが、サービス等利用計画を立てる際、その計画の延長に緊急時の対応もあると考えている。日頃から緊急時の話ができる方が良い。特定と一緒に動きながら、まずは初めに丁寧につくっていくこと、草の根活動的に事業の周知をしていきたい。質の担保に向けて特定、すまいるとも協力してやっていきたいと考えているので、忌憚なくご意見を頂きたい。

→（課長より）

スケジュールはタイトになることが考えられる。障害者計画も障害者基本法に基づくもので、まさしく拠点についても協議会の意見も生かされている。日頃からの委員の意見集約についてはお声をかけていきたい。

- ・委員：実際の緊急時対応について、土日はすまいるが対応することになる。すまいるとしては、特定の方と連携していくか、まだ連携が弱いと感じている。地域の相談体制の連携の形を、協議会でも議論できるといい。
- ・会長：今いただいた意見を事務局で整理し事業に生かして頂きたい。最後の委員からのご提案にもあったが、相談体制の構築は発足時から大きな使命。大きな変化の中で、今日的な状況にあった相談体制の構築に向けて、より一層に皆さんの協力が必要と考えている。協議会の度に確認していくことも必要と感じている。

~~~~~休憩(5分)~~~~~

【意見交換】「医療的ケア児支援の現状と課題」 資料4・7

＜事務局から説明＞

- ・4、今後の協議の場について
第6期障害福祉者福祉計画、第2期障害児福祉計画より、医療的ケア児に関するコーディネーターを入れて検討とあるが、現場としてどんな協議の場が必要か、委員の皆様から意見を頂きたい。

【現場での様子について】

●委員より

- ・学校現場では、杉並区在住の62名（小中高）のうち、医療的ケア29名。小35名（うち医療的ケア児18名）、年齢が若いほど多くなる。
- ・医療的ケア児専用バス5台。それぞれ2～3名、全13名が利用している。うち杉並区内10名。今後増便される予定、新入生は乗車できていない現状がある。
- ・看護師の確保が課題。週の6割しか来ておらず、保護者が同乗している。

- ・人口呼吸器の児童について、今まで保護者に付き添いをお願いしていたが、徐々に離れてもらう取り組みを始めている。まずは別の教室⇒同フロア⇒完全に離れることを目指している。
- ・卒後の問題。通所についてはいっぱいになってしまうか心配。通所を希望する人が行けるような道筋が必要。

●委員より

パワポの資料（写真）に基づき、説明頂く。

- ・医療的ケア児のヘルパーは常勤、非常勤と複数いる。人口呼吸器の必要な方のベット周りの説明。リビングルームでくつろいで過ごしている様子では、支援機器が多く設置されている。
- ・通院等介助の際の移乗の様子。移動時には多くの荷物も移動させる。うつ伏せ用のプロンキーパーを本人用に作成している。鼻のカニューレや胃ろうの位置等確認し、身体に接しないように削ったりし、オーダーメイドしている。
- ・移動支援は楽しみの時間。24時間呼吸器をつけながらも、ボウリングを楽しめる。医療的ケア児の移動は難しいが、加算もなく、通常の移動支援同様の報酬で対応している。
- ・放デイ「くじら」。4人の常勤看護師、2人の非常勤看護師がいる。医療的ケア児で悩ましいのは、就学している親の子は多く利用できるが、親が就労していないと利用日数を限られてしまうということ。働きたくとも働けない親に泣かれてしまった事もあり、課題と感じている。クジラは5名の定員であり、他に医療的ケア児対応の放デイは1所。まだまだ数が足りないと感じている。

【意見交換】

- *課長：卒後について、成人の区立通所施設は医療的ケアが必要な方の受け入れについて範囲を拡げるべく検討をしている。特に常時人口呼吸器が必要な方の受け入れについてを受け入れについて検討をしているが、学校と同様に看護師の確保、看護師の質の課題有り。研修による人材育成が必要との話になっている。自宅以外で充実した生活ができるよう、今年度中には方針を出していく予定でいる。
- *委員：今年度中に区立施設の医療的ケアのある方の受け入れ要領を見直すということか。
- *課長：人口呼吸器をつけていても通所施設で受け入れる方向で検討している。看護師の確保、バス添乗、質の確保についてどのようにクリアしていくか。人口呼吸器だけでなく、今までの要領では受け入れができなかった人への対応の仕方も含め検討し、施策課とも連携していく。
- *係長：医療的ケア児の課題の検討の場について、協議会のメンバーに入ってもらって検討してもらったほうが良いと思うがいかが？
- *委員：協議会で議論することについては良いと考える
- *委員：同じく、議論は進めてほしいと考える。
- *委員：相談支援部会でも議論を重ねてきたが、協議会だけで議論を進めると他分野の課題意識が薄くなる懸念がある。他部署（保健センター、子ども分野等）にも、事務局に入ってもらするなど、巻き込んだ形で場を設けたほうが良いと考える。
- *委員：一人で動くことができるが、医療的ケアが必要な人がサービスになかなかつながらないという話もあるが、医療的ケアがあるというだけで働くことができない人が多くいるという話もあるが、医療的ケアがあっても働ける場を区としても作ってもらいたい。例えばオリヒメのロボットカフェは、体の動かない人がロボットを操作、カフェで働いている例がある。区でもパイロット的に医療的ケアがあっても働ける場を提供してもらいたい。

*委員：医療的ケア児の親、特に一人で動ける医療的ケア児は、支援が受けにくいと聞いている。せっかく歩けるようにと頑張ってトレーニングしたことで、逆に将来利用できるサービスを狭めてしまうようなことは、本来あってはならない。支援から漏れないような地域の体制が必要と思う。都のレスパイト施設の利用も動ける医療的ケア児は対象外となってしまおうと聞いており、そうならないようになればと思う。

*委員：相談支援部会で議論した時は、医療的ケアのことを話す場がまだなかった時なので、相談支援部会での議論が形になりそうで良かったと感じる。議論の場については、やはり関係部署が自ら課題意識を持てるような形にできるのが望ましい。区立施設の医療的ケア受け入れ要領の見直しについては、地域の資源の活用が広がるということで、障害者生活支援課での議論を進めて欲しい。協議会としてもその方向性に賛同していきたい。

*委員：シンポジウムについては需要に応える形がよいと思う。バスが看護師不在により課題となっているようだが、看護師のバス内でする仕事のレベルはどれくらいのものなのか。看護師もコロナ対応で見つからない状況はあり、別の形の検討も必要か。外来でも、学校卒後の進路のこと、自傷他害等の行動障害、車椅子作成について等、専門外で直接返答できない相談を受けることもある。関係機関の横の繋がりを作ることで、相談できるところへ繋げることができたり、手を差し伸べられることもあるのではないかと感じている。

⇒事務局より

皆様から頂いた意見を参考に、関係各課と連携を取り、横の連携のある会議体を作っていきたいと思う。

4 その他

・次回：11月8日（月）10時～12時 オンライン予定

以上